

令和5年3月

中札内村議会定例会会議録

令和5年3月7日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 小関梨菜君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所管事務調査報告
日程第 6		閉会中の所掌事務調査
日程第 7		村政・教育行政執行状況報告
日程第 8		令和 5 年度村政・教育行政・農業委員会執行方針
日程第 9	請願第 1 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願
日程第 10	発議第 1 号	中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 11	議案第 1 号	中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 12	議案第 2 号	中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 13	議案第 3 号	中札内村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 4 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 5 号	中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 6 号	村道の路線認定について
日程第 17	議案第 7 号	村道の路線変更認定について
日程第 18	議案第 8 号	令和 4 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 19	議案第 9 号	令和 4 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 20	議案第 10 号	令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 21	議案第 11 号	令和 4 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 22	議案第 12 号	令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 23	議案第 13 号	令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番大和田議員と5番北嶋議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和5年中札内村議会3月定例会について、2月28日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から16日までの10日間であります。

今定例会への村長提案は、議案が23件であり、「条例の制定」が2件、「条例の一部改正」が6件、「村道の路線認定」が1件、「村道の路線変更認定」が1件、「一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算」が6件、令和5年度各会計予算に係る審査が6件、最終日に提案予定の「一般会計補正予算」が1件となっております。

その他、村政及び教育行政執行状況報告と令和5年度村政、教育行政並びに農業委員会執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「閉会中の所管事務調査報告」が2件、「閉会中の所掌事務調査通知」が1件、発議として「条例制定」が1件であります。

意見書・請願・陳情等につきましては、請願が1件、陳情が2件提出されており、請願1件は所管の産業文教常任委員会に付託し、陳情2件は資料配布の取扱いといたしました。

発議第1号と議案23件のうち、発議第1号と議案第1号から議案第13号までの13件については、初日の本会議での審議としてください。

令和5年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案6件と予算に関連する条例改正案3件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超

えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いいたします。

なお、予算に関連する条例改正案3件は3月13日に、新年度各会計予算案は3月13日、14日、16日までの3日間での審議としてください。

追加提案される議案第23号、一般会計補正予算の1件については、令和5年度各会計予算審査終了後の審議としてください。

一般質問は、4名から5問の通告がありましたが、10日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いいたします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの10日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、両委員会による合同村内所管事務調査と合同所管事務調査の2件の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

はじめに、総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、両委員会を代表して、北嶋産業文教常任委員長、登壇願います。

（北嶋信昭産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） おはようございます。

それでは、「総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告」をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

今年度の第2回合同村内所管事務調査を1月24日に実施し、中札内交流の杜の管理状

況について調査を行いました。

研修施設は昭和52年に建設され、44年が経過しております。

建物劣化の健全度評価では、屋上、内外装及び設備更新の緊急性が高く、早急に対応する必要があると評価され、温水ボイラーは設置後かなりの年数が経過し、老朽化が激しく、更新が必要な状況にあります。

体育館の屋根修繕、温風ボイラーの更新は完了していますが、温風ボイラーは体育館、トレーニング室及び多目的室を同時に温めており、効率化に課題があり、体育館の床も劣化し、利用者の安全性に問題がある状態にあります。

研修施設の利用状況については、3階は水道、トイレ、暖房が利用できないことから3人が長期利用している以外は利用されていない状況にあり、2階は旧音楽室以外、ほとんど利用されていない状況にあります。

今後、研修施設の長寿命化のための修繕が予定されていると思われますが、利用状況を検証し、今後の研修室活用促進計画などを策定する中で、早急に今後の全体方針、改修計画を示すべきであると考えております。

また、体育館側の暖房施設については、各施設を部分的に利用されることが常であることから、暖房方法を変更するなど効率化に努めていただくことを望みます。

以上、合同村内所管事務調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、総務厚生・産業文教常任委員会合同所管事務調査について、両委員会を代表して、中西総務厚生常任委員長、登壇願います。

（中西千尋総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（中西千尋君） おはようございます。

それでは、「総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報告」をいたします。

赤ナンバー5番をご用意ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、合同による所管事務調査として、本別町を訪問し、調査を行ってまいりました。

調査目的は、本別町が平成24年度に整備した農産物ものづくり館が専任指導員を配置し定期的な料理講習会を開催することで、多くの町民・グループに利用されている状況にあることから、本別町・農産物ものづくり館の整備状況、管理状況、利用状況などについて調査することであります。

本別町では、平成18年4月に「ふるさと銀河線」が廃止となり、鉄道跡地、本別駅舎にどのような代替機能を持たせて中心市街地の機能維持、活性化に結び付けさせるかが喫緊の課題であったことから、まちづくり検討委員会で協議を重ねた結果、本別駅舎は道の駅「ステラ★ほんべつ」への転換を図り、駅構内を含む周辺施設の整備を進め、道の駅としての機能を高めてきています。

こうした中、中心市街地の機能重層化、機能高度化を図るためには、基幹産業である「農業」と優良な「農産物」を活かしたまちづくりが不可欠であり、農業により生産された農産物の加工や講習会、新商品開発研究などを通じて農畜産物の付加価値を高めるとともに、にぎわいある中心市街地の活性化を目的に、平成24年度に食文化、食育、農商工連携、観光振興などの拠点施設として、「本別町農産物ものづくり館」が道の駅の隣に整備されております。

農産物ものづくり館には、農産加工室、肉加工室、乳製品加工室の3つの加工室が配置され、総事業費は約1億3,000万円で整備されております。

施設の管理は専任指導員が担い、祝祭日を除く月曜日から金曜日が開館日で、事前に申請があった場合には土日、祝祭日も利用できるようになっております。

専任指導員の人件費を除く、年間の維持管理費は約240万円程度で、半分程度が光熱水費となっております。

専任指導員は、調理師の資格を有し、加工品の製造等に関する技術や知識を持った方で、町の正規職員として雇用されております。

利用状況については、新型コロナ前の令和元年度までは、年間約350件、約1,500人が利用し、ほぼ毎日利用されておりましたが、コロナ禍の令和3年度においても324件、868人が利用し、年間の稼働日数は202日となっております。

本別町には、この施設を定期的に利用しているグループが19グループ程度あり、そのうち半数以上が料理講習会を定期的に開催しており、年間200人程度が参加されております。

これらのグループは、先の町が主催の料理講習会に参加したことで知り合った方々によって作られたグループであります。

グループの多くは、高齢女性で構成されているようですが、若い世代のグループもあり、本別町としては、今後もそういった若い世代による新しいグループが増えてくるのではないかと考えているとのことであります。

まとめですが、本別町では専任指導員を配置し、料理講習会を定期的に開催することで、参加者が自主的にグループを作り、定期的に利用するようになり、年間延べ1,000人を超える方に利用され、稼働日数も200日を超えている状況にあります。

中札内村では指定管理者による運営を予定されておりますが、運営方針を明確にし、料理講習会の開催など利用者を増やすための方策を講じるとともに、まちなかキッチンスタジオの利用は高齢者が多いと想定されることから、若い世代に利用されるための方策を検討すべきであると感じたところであります。

また、料理講習会を開催するのであれば、調理師免許を有する専任指導員の配置が必要であり、専任指導員が中心に活動を行う中で、村民に対するPRを行い、いかにして参加者を増やすことができるかが重要であります。

最後になりますが、石油価格の高騰、物価上昇等の影響により、建設費用が当初の予定より多額になることから、建設費用及び外構工事費用の低減に向けた取組み、最小限の調理器具の更新にとどめることや、器具の見直し等検討すべきであると感じたところであります。

以上、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） これで所管事務調査報告を終わります。

◎日程第6 閉会中の所掌事務調査

○議長（中井康雄君） 日程第6、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書について、ご説明をいたします。

赤ナンバー3番をご覧くださいと思います。

今後1年間の閉会中における委員会活動について、議長に通知するものでありますが、通知事項は議会運営委員会の所掌事務調査であり、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員４名で、期間は１年を上限とし、審査終了までであります。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所掌事務調査として、通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第７３条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定しました。

◎日程第７ 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第７、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、１２月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について、個人では、スピードスケートで数多くの世界大会に出場し、ワールドユニバーシティゲームズ２０２３女子マススタートで優勝した真野美咲さん、団体では、第１回全国特別支援学校フットサル大会北海道大会で優勝し、全国大会で第４位となった中札内村高等養護学校サッカー部をそれぞれ奨励表彰の受賞者と決定し、３月２日に表彰をさせていただきました。

防災関係では、２月５日に上札内交流館において、今年度設置した非常用発電機の操作訓練を実施いたしました。

当日は、上札内行政区住民の協力のもと、避難所開設マニュアルの配付と防災備蓄品の確認をしていただき、避難所運営に対する防災力向上を図っております。

研修関係では、３月２日にメンタルヘルス研修として、株式会社青山プロダクション代表の青山タ香氏を講師に迎え、メンタルヘルスの基本やストレス原因とサポートのあり方、メンタルトレーニングの手法など職場のみならず家庭においても参考となる実践的な講演をいただいております。

また、村や地域の課題について、住民の皆さんと意見交換を行う「まちづくりトーク」を市街地区は１月２６日に、上札内地区は２月８日に行いました。

まちなかキッチンスタジオ建設などについて説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

消防団では、昨年１２月２６日から３０日の５日間、村内一円において歳末特別警戒を実施したのに加え、今年も１月６日に出初式を挙行し、団長以下４０名の出席により、中札内神社での無火災祈願と村民体育館での表彰伝達等を行いました。

また、１月２３日から２５日までの３日間、延べ２４名の団員が普通救命講習を受講し、２月１６日には、公益財団法人北海道消防協会十勝地方支部主催、令和４年度消防団上級幹

部研修会が音更町で開催され、正副消防団長が出席しております。

企画財政グループについてですが、男女共同参画の推進について、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりのため、12月19日に「男女共同参画に関する中学生作文コンクール」の表彰式を行い、応募作品数39点の中から最優秀賞1点、優秀賞2点、入選2点を表彰させていただきました。

地方で働くことを実体験してもらうため、今年度新たに取組んでいる地域おこし協力隊インターン制度についてですが、1月30日から3月31日までの期間、地元出身の大学生1名を村の会計年度任用職員として任用しております。

福祉や教育などの就労体験を通じて、将来的な定住・定着につなげていただけるよう受け入れを行っております。

くるくる号の運行についてですが、12月に利用状況と今後の運行のあり方を調査・研究するため、無作為抽出による村民500名へのアンケート調査を実施いたしました。

調査結果を踏まえ、今後のくるくる号の更なる利便性向上に向けた改善を図ってまいります。

ふるさと納税額は、2月末時点で12億2,000万円を超え、過去最高額となる見込みであります。

また、昨年4月26日から12月31日までの期間で実施した「温泉建設プロジェクト」に係るふるさと納税クラウドファンディングは、期間内に目標額の1億円を達成しております。

なお、今定例会に事業者への補助金ほか関連する補正予算を提案させていただいております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和4年分の所得税確定申告は、役場庁舎会議室を会場とし、2月15日より実施しております。

新型コロナウイルス感染者が減少傾向の中にはありますが、申告で来場される方には、マスクの着用をお願いするとともに、会場内における消毒や換気、ソーシャルディスタンスを確保するなど引き続き感染防止に努めてまいります。

住民グループについてですが、村民へのマイナンバーカード普及促進に向け、昨年末までを重点期間として設定し実施してまいりましたが、マイナポイント付与の対象となるカード申請期限が2月末まで延長されたことに伴い、役場庁舎における申請専用窓口の常設期間を延長するとともに、毎週火曜日の夜間臨時窓口の開設についても、本年度末まで継続して対応することとしております。

これまで、カード申請に係る特設窓口を開設するなど、取得促進に向けてさまざまな対策を重ねた結果、直近の2月末日現在の公表値では、申請者が3,384人、申請率86.48%、カード交付は2,793人、交付率71.38%となっております。

村独自のインセンティブを付与するなどし、引き続き取得促進に向けて対応強化を図ってまいります。

令和元年の事業開始から4年目となりますエキノコックス駆除事業は、本年度も5月から10月において毎月1,000個ほどの駆虫薬散布を行いました。

令和3年度の調査においては、抗原陽性率が8.1%、虫卵検出は1検体、陽性率0.9%の結果が得られておりましたが、昨年秋の調査では、抗原陽性率が27.4%まで上昇し、虫卵検出は11検体から確認され、陽性率10.4%となったことから、委託先業者からの提案により、11月から12月の期間において、駆虫薬散布及び追加調査を実施しております。

す。

対象エリアを絞った調査のため、全村的な報告データとは言えませんが、調査総数16検体中の抗原陽性率は6.3%、虫卵検出が0検体、陽性率0.0%に回復しており、具体的な感染個体の増加原因は明らかなものとなっております。

令和5年度も、引き続き事業を継続するとともに、異例ともいえる本年度の検査結果などを改めて検証するほか、本事業の活用促進のため、近隣自治体に対し情報提供に努めてまいります。

本年度において取り進めております「生ごみ処理施設建設工事」は、3月24日の工期・完成に向け、施設内部仕上げなど最終段階に入っているほか、別枠で委託契約している「生ごみ処理装置」の製造は2月下旬に完成し、これ以降は新施設内への搬入・据付の後に試運転を経て、年度内完成と早期稼働開始を目指しております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、「福祉灯油」事業は、長引く灯油価格の高騰を受けて支給基準の上限である1世帯あたり2万円分の灯油購入券または共通商品券を、施設等に入所し暖房代の負担がない世帯を除く住民税非課税世帯である高齢者世帯・障がい者世帯など、306世帯中289世帯に支給しております。支給率は94.4%であります。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金は、価格高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の世帯を対象として、1世帯当たり5万円の支援金を、2月末現在、533世帯中503世帯、支給率94.4%に支給しております。

高齢者世帯等生活支援事業給付金は、原油価格・物価高騰の影響緩和のため、住民税非課税世帯のうち高齢者世帯または障がい者世帯を対象として、1世帯あたり1万2,000円の給付金を、2月末現在、437世帯中403世帯に支給しております。支給率92.2%であります。

子育て世帯臨時特別給付金は、コロナ禍による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰への村独自の生活者支援として、高校生年齢相当までの児童1人当たり5万円を支給するもので、2月末現在、621名343世帯中、620名342世帯、支給率99.7%に支給しております。

高齢者民間バス運賃助成事業は、2月15日現在、289名の登録者数となっており、1月末までの利用実績は、延べ2,636件となっております。

次に、保健グループについてですが、季節性インフルエンザの予防接種は、2月15日現在、乳幼児から高校3年生相当までの対象者639名のうち259名が、65歳以上の対象者は、1,170名のうち743名が受けております。

新型コロナウイルスワクチン接種状況についてですが、オミクロン株対応型ワクチンの接種をした方は、2月17日現在、65歳以上の方は930名、12歳から64歳までの方は1,218名となっております。

また、5歳から11歳までの対象者で、新型コロナウイルスワクチンの3回目までの接種を終えた方は72名で、接種率は27.8%となっており、6ヶ月から5歳未満の対象者で2回目までの接種を終えた方は7名で、接種率は5.98%となっております。

中札内村立診療所における集中的な接種は、2月3日で終了しておりますが、接種を希望される方については、診療所での接種を個別にご案内しております。

妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談等を通して必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産子育て応援事業は、令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦13名に「出産応援給付金」として5万円を、また、基準日以降に出生した児

童の養育者18名に、「出産応援給付金」と「子育て応援給付金」を合わせて、10万円を支給しております。

なお、令和5年度においても継続事業となっておりますので、妊娠届出時及び新生児訪問時に面談を実施し、相談支援を行うとともに、経済的支援の申請等の事業周知にも取り組んでまいります。

七色献立プロジェクト「健康ポイント事業」は、今年度も1月末までの期間で実施し、915名に参加していただきました。

また、本年度の事業を締めくくる「修了セミナー」を2月23日に文化創造センターで開催し、ポイント景品交換や抽選会のほか、北海道大学大学院玉腰暁子教授と株式会社タニタヘルスリンク島田保子氏からご講演をいただき、参加者の皆さまの日ごろの取り組みを振り返る機会となりました。

次に、保育園についてですが、入園準備に係る保護者説明会は、主に来年度新たに入園されるお子さんの保護者を対象に、2月16日に開催し、「入園のしおり」の内容等を説明させていただきました。

また、2月3日の節分には、保育園に鬼が登場して、子どもたちが果敢に豆まきを行う季節の行事を体験したり、年長児は午睡をせずに日中を過ごし、園内では上靴を履いて、生活リズムと環境を整える等、卒園を控え就学に向けた準備に取り組んできております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の令和4年の農業粗生産高確定額が発表され、農産・畜産合わせて145億9,131万円程となりました。

農産では、昨年6月以降、曇りや雨の日が多く、秋には一時的に持ち直したものの、降水量が多くて日照時間も平年と比べて少ない状況となりました。

一部の作物では湿害等の影響もみられ、全般的には平年作をやや下回る状況となり、農産物全体の粗生産高は、55億5,935万円となりました。

一方、畜産では、生乳については生産調整されているものの、今年度は一定の乳量を確保し、単価も維持されたこと、鶏卵や肉豚は生産量が増えたことなどにより、畜産全体では、90億3,196万円となりました。

肥料、飼料そして燃料等の各種経費が高騰する中であって、このような実績を残されました中札内村農業の底堅さを感じるとともに、懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、地域担い手育成総合支援協議会の取り組みとして、2月6日から8日まで、関係機関とともに畑作技術懇談会を開催したほか、営農セミナーを2月15日に開催し、帯広畜産大学環境農学研究部門の河野洋一准教授をお迎えし、近年の畑作物に係る経済的、技術的な変化や農村地区の実践コミュニティ形成の事例等についてご講演をいただいております。

今年度から事業メニューを見直した元気な農業サポート事業の実績は、客土、除礫及び浸透層設置や集積場取付道路設置事業補助等で、合わせて27件約374万円の見込みとなっております。

飼料価格の高騰や牛の個体販売価格の下落、乳量の生産抑制を踏まえ、酪農家の営農安定支援を図るための中札内村飼料価格高騰等緊急対策支援金は、12月末に申請書の取りまとめを行い、24農家に対して1,858万円を交付したところであります。

商工関係で新型コロナウイルス感染症に関連する経済対策のうち、中札内村商工会が実施しているプレミアム付き商品券事業は、2月10日時点で利用率は95.4%となっております。

ります。

このほか、2月20日時点で「商工業プロモーション推進事業補助金」は、9事業者から申請があり、192万2,000円の交付決定を行っているほか、「泊まろう中札内村宿泊費助成事業」は、1月末時点で613人が利用し200万4,000円を支出しております。

また、「中札内村ワーケーション実証費用助成事業」は、これまで3社が利用しております。

いずれの事業も利用期間が3月末までとなっていることから、改めてホームページ、SNS等で制度の周知を行い、利用の呼びかけを行ってまいります。

燃料価格高騰等の影響を受けている村内運送事業者を支援し、安定的な物流の確保と維持を目的とした「中札内村運送事業者臨時支援金」は、8事業者に対して487万2,000円を交付したところであります。

中小企業への資金融資対策については、中小企業振興資金コロナ特例分の利子補給として、9事業者に79万円の助成を行います。

このほか通常分として、今年度の利子補給額は、中小企業振興資金の利子補給で30事業者43万円、保証料補給で6事業者84万円、また、中小企業者事業資金の利子補給は、27事業者68万円の見込みとなっており、それぞれ助成を行います。

観光関係については、観光協会では1月22日に道の駅において「なかさつない冬まつり」を開催し、スノーラフティング体験や雪中宝探しのイベントを行ったほか、2月12日には、札内川総合運動公園を会場に「スノーアートヴィレッジなかさつない2023」が開催されました。

当日はあいにく朝から雪が降る天候となってしまいましたが、梶山智大さんが雪原に制作したスノーアートを見ていただいたほか、ディスクドックショーや農協青年部によるトラクターラフト体験も行われ、来場者には楽しいひと時を過ごしていただきました。

日高山脈国立公園化に係るPR事業については、実行委員会が主体となって事業を取進めておりますが、1月21日から23日の3日間、村民の方々が制作したアイスクャンドル約1,300個を道の駅に並べ、キャンドルを日高山脈に形どり点灯させるイベントを開催したほか、2月25日には、NHKほっとニュースぐるっと道東に出演している気象予報士の中屋裕貴さんをお招きし、日高山脈による十勝の天気の特徴についてお話をいただいたところであります。

なお、1月27日に予定しておりました中札内中学校の岡久保久教諭による日高山脈の地質や地形にかかる講話は、日程を変更し、20日に開催いたします。

このほか、村内の小中学生、中札内高等養護学校生にも日高山脈に関心を持ってもらえるよう日高山脈の特徴的な山の名称を記したクリアファイルを作成し、3月中の配布を予定しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪関係では、12月22日から23日にかけて80センチメートルを超える大雪が降り、その対応として、除雪路線における3回の除雪及び拡幅作業を実施するとともに、1月及び2月末においても10センチメートルを超える降雪が6回あり、同様の除雪及び拡幅作業を実施して、村道における路線の確保に努めてまいりました。

また、2月6日から2週間あまりの期間で市街地の排雪作業を実施し、交差点等における見通しの確保や安全対策に努めてまいりました。

今後においても、道路パトロール等により道路状況の確認を徹底し、除雪等の対応を実施してまいります。

移住定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金7件、移住者に対する移住促進奨励金14件を承認するとともに、定住促進奨励金の今年度新規分として24件を認定しております。

また、移住促進協議会『なかさつサポーターズ』で協議をかさねて、12月末に「移住者向けパンフレット」を更新いたしました。

さらに、「移住体験住宅」については、12月中旬から2月末まで3件、延べ48日の利用があり、本村への移住生活を体験してもらっております。

移住体験住宅について、多くの申込みが寄せられていることから、今年度の利用期間を2月末から3月末まで延長しております。

村営住宅入居関係では、1月の公募で5件、随時募集住宅で4件の入居を決定しております。

水道事業関係では、浄水場濾過池の濾過砂洗浄等を行って、浄水場の機能維持に係るメンテナンスを実施しております。

下水道事業関係では、中札内浄化センターの水処理コントロールセンタ外更新工事を昨年8月より着手しておりましたが、世界的な半導体の物資不足により、更新機器の納入遅延となり、次年度に繰越して取り進めるものであります。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに教育委員活動であります。2月27日に更別村教育委員との二村研修会を3年ぶりに実施し、部活動の地域移行をはじめ、両村の教育行政に関して意見交換を行っております。

次に、学校教育の状況であります。「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が公表されました。

全国と本村小中学生との各種目の得点を合計した体力合計点との比較では、対象となる中学2年男子は全国平均を下回りましたが、中学2年女子と小学5年男女では全国平均を上回りました。

村の学力・体力向上等サポート会議において行った分析・考察を基に、授業の改善に向けた取組みを進め、児童生徒の心身の健康と体力向上を図ってまいります。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。1月6日から8日に帯広市で開催された第53回北海道中学校スケート大会に5名の生徒が出場しました。

1年生の鎌田悠仁郎さんと渡邊智悠さんが全国大会への出場権を獲得し、2月4日から7日に長野市エムウェーブで開催された第43回全国中学校スケート大会の大舞台で今後につながる良い経験をしてきました。

共育の日事業では、2月11日に地域協働型学校づくり協議会による教育講演会を開催しました。

講師には現役の小学校教員で、ファミリーライフエデュケーターとして全国で家族支援や執筆活動をされておられる林真未氏をお招きし、「子どものやる気を引き出す～幸せな子育てのヒント～」と題して、家庭と学校と地域が幸せな子を共に育てる手がかりについてお話をいただきました。

新型コロナウイルス感染症や昨今の物価上昇等により、経済的な影響を受けている大学

生等の生活を支援する「大学生等生活支援臨時給付金」については、村広報誌やSNSなど様々な方法で周知し、随時、学生または保護者に交付しております。

昨日までに、北海道大学大学院など大学院生6名、京都大学を含む大学生49名、短大生2名、専門学校生5名、計62名の申請がありました。

中には、海外の大学で学んでいる生徒もあり、今後、国内外での活躍が期待されます。

次に、社会教育の状況であります。1月8日に20歳を祝う会を執り行い、21名が友人との再会を喜び合い、写真を撮り合うなど楽しいひとときを過ごしていました。

子ども会冬季野外レクリエーションが2月19日に文化創造センター前広場において開催され、児童86名がスノーモービル試乗体験や雪山あそびで楽しみました。

スポーツ賞及び文化賞等は、ジュニアスポーツ賞・ジュニアスポーツ奨励賞に13個人4団体を、文化賞・ジュニア文化賞等に7個人3団体の受賞を決定し、3月2日に授賞式を執り行いました。

図書館事業では、12月11日に「おはなし会冬のスペシャル」、1月7日に「冬休み工作会」、2月18日に「写真教室」、2月23日に「上の句かるた教室」を行い、子どもから大人まで参加をいただきました。

また、1月から3月までに全6回で、初心者向けの「やさしい朝ヨガ」を実施しています。

体育振興事業では、12月10日にコロナ禍により3年ぶりとなる交流の杜まつりを開催しました。

小中学生を対象とした「ダッシュ塾」では、本村在住の西田匡孝氏を講師に、早く走るための身体の正しい使い方などについて教えていただきました。

そのほか、パラリンピック競技の「ボッチャ」と「ゴールボール」を体験しました。

村民スポーツ大会は、1月22日にミニバレー大会、2月12日に卓球大会、2月21日にボッチャ大会を実施しており、3月19日にはバドミントン大会を開催します。

各種教室では、ちくだいKIPと連携した「運動習慣プログラム」が終了し、動ける身体づくりと運動の習慣化を促すプログラムで楽しく汗を流しました。

親子スケート教室は1月23日と24日に実施し、小学生スキー教室は2月17日と18日に実施しています。

冬の健康対策として、文化創造センター南側広場に歩くスキーコースを造成し、村民の方々に利用いただいています。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

休憩をしたいと思います。

午前11時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時03分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第8 令和5年度村政・教育行政・農業委員会執行方針

○議長（中井康雄君） 日程第8、令和5年度村政執行方針・教育行政執行方針・農業委員会執行方針について、村長、教育長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 令和5年度は、私の2期目村政にとっての折り返し、後半のスタートとなります。

前半の2年間は、激しさを増しながら再燃を繰り返す新型コロナウイルスと、いかに対峙するかが焦点でした。

苦難が多々生じる中で、ライフスタイルや価値観の変化を捉え、強い向かい風を大きな浮力へと変えるべく、健康や文化といった普遍的な価値を磨き上げながら、地方で暮らす豊かさの情報発信を徹底し、10年先、50年先を見据えた村民融和の「美しい村」の土台づくりを図ってまいりました。

コロナ禍は3年を経て、この5月には感染法上の位置付けが2類から5類へと見直され、社会活動正常化への大きな前進が見込まれております。

一方で、令和4年の出生数が速報値で79万人となったことが報告され、急激に少子化が進んだ現状が明らかになりました。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻が契機となり、世界的にエネルギーや食料を含む原材料価格が高騰し、住民生活に暗い影を落としております。

このような社会情勢の不安も相まって、少子化の流れはさらに悪化する可能性があります。

少子化を伴う人口減少は、超高齢化が進む我が国において、福祉を含めた社会活動や経済活動の担い手の不足につながり、世代を問わず全村民、全国民に深刻な影響を及ぼす非常に重要な社会課題であります。

このため、中札内村の令和5年度予算は、中札内村役場の総力を結集し、総合的かつ徹底的な「少子化対策」を大きな柱に据えて編成いたしました。

これまでも重点施策として村独自の子育て支援施策に取り組んできておりますが、第2次ベビーブームのピークを境に、出生数が右肩下がりの減少に転じてから半世紀となる今年度を「少子化ストップ元年」と位置づけ、村の持続的な未来の実現のため、住民目線に立ち社会情勢を鑑みながら、新規事業10事業を盛り込むとともに、既存事業の大幅な拡充を行っております。

また、定住促進施策として既存事業を継続・拡充を進めるとともに、原油価格・物価高騰に伴う農業者や商工業者への支援など重点施策の推進を図ってまいります。

世界がグローバルにつながり、新興国の経済発展や地球温暖化の進行、情報通信技術の高度化などが、私たちの暮らしにさまざまな影響を及ぼし、社会展望は不透明感を増しております。

「住民第一、現場主義」の原点を大切にしながら、これまで以上にアンテナを高くして情報収集に励み、村内外の団体や企業等との連携を深め、人脈を広げて、基幹産業・農業を軸とするまちづくりの“創作”の連鎖を村民の皆さまとともに生み出してまいります。

最初に、令和5年度予算の概要について申し上げます。

令和5年度の国の予算においては、歴史の転換期にあって、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓くための予算としております。

さらに、本年4月に新たに設置されるこども家庭庁を司令塔とした、こども・子育て支援

の強化、デジタル田園都市国家構想の下での地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取組みへの支援など、現下の重要課題に正面から向き合い、一定の道筋をつけ、新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰・物価高騰対策など予期せぬ状況変化にも引き続き万全の備えを講ずるとしております。

これらの国の方針を鑑みながら、令和5年度は、2年目となる第7期まちづくり計画「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」の実現を目指し、基本目標の「みんなが主役のまちづくり」、「優しさと安心が繋がるまちづくり」、「文化と学びが紡ぐまちづくり」、「元気あふれるまちづくり」、「潤いと安らぎのまちづくり」のそれぞれの施策に取り組めます。

歳入予算では、一部財源を留保し、地方固有の財源である地方交付税は約19億5,000万円、臨時財政対策債は約1,700万円、総額19億6,700万円としております。

また、歳出予算における普通建設事業では、小・中学校校舎・体育館のLED化や中札内中学校教室増設改修工事に加え、各公共施設の老朽化や道路・水道などインフラ設備の老朽化への対応が必要となっており、国の財政支援や特定目的基金、起債を活用しながら、公共施設の長寿命化対策を進め、限られた財源の中で今後も住民サービスを継続し、村民の皆さまが安心して暮らせるための予算編成をいたしました。

これらの方針に基づいた一般会計の予算規模は、55億8,880万円、対前年比1.6%の増となり、国民健康保険特別会計など3つの特別会計と2つの公営企業会計を合わせた合計は72億549万円、対前年比2.0%の増となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第7期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、「みんなが主役のまちづくり」であります。

「まちづくり基本条例」の理念に基づき、まちの主役である村民の皆さまが、積極的にまちづくりに参画していけるような情報共有の推進や担い手育成に取り組めます。

まず、村民との情報共有を積極的に執り進めるため、情報発信を役場職員全員の必須ミッションに掲げ、メール配信、SNS及び防災情報無線など様々な情報媒体を徹底活用し、わかりやすく迅速で的確な行政情報の共有に心がけるとともに、直接、村民との意見交換を図る場も設けてまいります。

職員の資質向上については、地方公務員として必要な情報収集及び基盤となる能力を身に付け、時代の変化に対応して課題等を解決できる人材育成を図るため、人材育成基本方針に基づく研修等に取り組むとともに、自主研修を促し、企画・政策形成能力や意思決定能力、法務能力などのスキルアップを図ってまいります。

また、多様化、複雑化する社会課題に対応するため、部局を越えた職員間の横の連携強化を図るとともに、誠実・公正で質の高い行政サービスを提供するために、コンプライアンスに対する意識高揚を図り、健全な職場環境づくりを推進してまいります。

第2は「優しさと安心が繋がるまちづくり」です。

少子高齢化が進み、働き方や家族構成等のライフスタイルの変化により、福祉に対するニーズは多様性を増しております。

地域住民の暮らしの安心を支えるためには、公的な福祉サービスの充実と、住民相互の支え合いが車の両輪となって進んでいかねばなりません。

そして、地域福祉の担い手をいかに確保するかも大切な視点です。

その土台となるのが、少子化対策と子育て支援です。

子どもを取り巻く環境は著しく変化し、子どもの健やかな成長の実現のために子育て支

援の充実を図ることの重要性が増しております。

また、わが国の出生数は1973年をピークとして右肩下がりで減少しており、社会の持続性を確保するためには、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに一層努力していかなばなりません。

母子保健及び子育て支援関係では、産後ケア事業や産前産後ヘルパー事業、妊婦健康診査費用、新生児聴覚検査費用助成及び妊産婦健診のための通院に係る交通費の助成として、新たにタクシー料金の助成を実施いたします。

また、3歳児健康診査で実施する視覚検査において、新たに「屈折検査機器」を導入し、弱視等の視覚異常の早期発見・治療につなげてまいります。

「子育て世代包括支援センター」を拠点とする相談支援は継続するとともに、今年度から実施しております「出産・子育て応援事業」として、妊娠届出時の面談から必要な情報提供や支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠・子育て世帯への経済的支援を一体的に実施し、産前・産後から子育て期まで切れ目なく、多面的に子育て世帯を支援してまいります。

また、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療についても、治療費の助成を継続して実施いたします。

2年目となる「ファミリーサポート事業」は、児童の預かり等の援助を希望する保護者と、援助ができる方との相互援助活動の調整等を子育て支援センターを拠点に実施し、引き続き事業の周知に取り組んでまいります。

子育て支援策の一つであります、乳幼児・児童の医療費無料化の対象を高校生まで拡大し継続するほか、移住・定住対策並びに少子化対策として位置付けしております中札内村結婚新生活支援事業を引き続き実施してまいります。

保育園においては、地域ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供を心掛けるとともに、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。

また、外部からの講師等を招いて、健康な身体づくりのための運動教室や英語等のカリキュラムに取り組んでまいります。

近年、保護者の働き方の多様化等により、低年齢児童の定員を上回る保育園入園希望があることから、新たに「認可外保育施設」を利用する際の保育料等を助成し、待機児童への対応及び近隣市町村で就労する保護者の利便性の向上を目指します。

併せて、子育て支援センターで実施する一時保育の受入れ開始年齢を満1歳からとし、保護者支援の拡充に取り組めます。

次の柱が高齢者福祉施策です。

本村の高齢化率、人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合については、令和5年1月末現在29.3%となっております。

高齢者が住み慣れた地域で、生涯に渡り安心して生活を営むことができるよう、身体状況などに応じた福祉、医療、保健、介護に関わるサービスなどが、適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、健康な高齢者が増えるよう個々の状態や運動レベルに応じたクラス別に、新たに運動強度を高めたクラスを新設して、介護予防教室を継続するほか、認知症の疑いがある方を早い段階で発見し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

高齢者の方の外出の機会を増やし、社会生活等を支援する「高齢者民間バス運賃助成事業」は、より多くの方に利用していただけるよう、継続して事業の周知等に取り組んでまいります。

また、高齢者等温泉利用助成事業は、現行の更別温泉入浴料助成に加えて、「とかちエア

ポートスパそら」の入浴料の助成を開始し、65歳以上の方などの健康増進に寄与してまいります。

関係機関との連携につきましては、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図る「在宅医療・介護連携推進事業」を更別村と共同で、北海道家庭医療学センターへ委託し、実施してまいります。

社会福祉協議会に委託し実施する「生活支援体制整備事業」は、地域の課題の把握や各種福祉サービスの充実につながるよう努めてまいります。

障がい者福祉では、「第6期中札内村障がい福祉計画」を基本として、国の動向を注視しながら、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などを実施してまいります。

人生100年時代において、健康づくりは福祉施策としての重要度がますます高まっております。

「第2期いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画」に基づいて総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

その中核を担うのが、地域における食育の推進と村民の食生活改善などを通して健康づくりにつなげる「七色献立プロジェクト」であります。

村内の生産者や飲食店などと協働した企画や栄養セミナー等の学習機会の提供、野菜摂取量自己測定（ベジチェック）を活用した日常の野菜摂取量の「見える化」等により、野菜摂取の重要性を学び、食生活に野菜を上手に取り入れてもらえるよう取組みを進めてまいります。

また、ウォーキングなどによる健康活動の習慣化を図る「健康ポイント事業」は、会員数が900人を超え、多くの方に活動量計を身につけていただいております。「歩く」ことから取組む健康づくりを楽しめるようさらに工夫を凝らしてまいります。

新体制による運営が3年目となります中札内村立診療所は、住民のみなさまへ安定した医療サービスを提供するとともに、医療体制の維持・充実を図るため、指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターとの協力体制を確立していくほか、近隣市町村の医療機関との連携を図り、持続的な地域医療体制の構築を目指してまいります。

予防接種では、新たに「おたふくかぜ予防ワクチン」の接種費用の助成を開始いたします。

また、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種率の向上を目指します。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国の動向を踏まえて、中札内村立診療所をはじめ関係機関と連携しながら、必要な接種体制を確保に努めてまいります。

国保特定健診では、コロナ禍による健診受診控えも見られることから、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を継続し、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会などを効果的に実施してまいります。

また、各種がん検診につきましても、積極的に受診を促し、検診による早期発見・早期治療につなげることで、重症化予防に努めます。

国保財政の運営主体が北海道へ移行し6年目を迎えますが、令和6年度に示される予定である全道統一保険料の公表後において、急激な被保険者の負担増加を招かぬよう、健全かつ安定した国保事業の運営に取り組んでまいります。

また、被保険者の健康増進並びに医療費抑制のため、積極的な保健事業の推進と特定健診受診率向上対策、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでまいります。

第3は、「文化と学びが紡ぐまちづくり」であります。

まちづくりの原点と言える人づくりのため、生涯学び、活躍できる環境と人がふれあい、

文化を育み、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次代を担う全ての子どもたちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域が連携・協働して、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。

全ての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて成長できる環境を整え、文化活動やスポーツ活動に親しみ、生きがいと心の豊かさ、ふるさとに対する愛着と誇りを醸成する取組みを進めてまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、方向性について協議・調整を行いながら教育行政を推進いたします。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、「元気あふれるまちづくり」であります。

豊かな地域資源や立地条件を活かした本村の力強い各種産業や観光のさらなる発展と、それに伴う交流の活性化に向けて取組みます。

基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、安全安心な農畜産物の生産とPR、消費拡大を支える取組みを進めるほか、「日本で最も美しい村」らしい農村景観や魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各般の方策を推進してまいります。

農業を取り巻く国内外の情勢は、混沌としております。

世界的な穀物需要の増加に加え、ロシアのウクライナ侵攻によって原油価格が高騰し、食料、飼料、肥料原料の安定供給が滞るなど、世界規模で不確実性が高まる中、食料安全保障の強化に向けて飼料・肥料原料の安定確保体制の構築が急務となっております。

国は「みどりの食料システム戦略」に基づき、生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現する取組みを加速化させていくこととしております。

また、国際貿易情勢は、TPP11や日欧経済連携協定、日米貿易協定など各国と戦略的なEPA、FTAを締結し、自由で開かれた貿易市場が進む一方、国内農業に与える影響を緩和するため、生産基盤の強化や輸出拡大の取組みが進められているところであります。

村といたしましては、こうした国の動向をしっかりと捉え、国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携し、取組みを進めてまいります。

本村の農業振興は、「中札内村農業の発展方策」に基づき、「環境にやさしい農業の展開と豊かで住みよい農村の創出」をスローガンに、農業支援施策の拡充を図りながら、安全安心で良質な食料の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成の多面的機能の維持・促進など、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

物価高騰対策については、肥料価格に加え、各種営農用資材や燃料費等も高騰していることから、緊急対策として「農畜産物土づくり特別事業支援金」を交付し、営農の基盤である土づくりをしっかりと支えてまいります。

また、飼料価格高騰対策につきましては、中小家畜飼養農家に対して、国・北海道では直接的な支援制度がないことから、「中小家畜飼料価格高騰対策支援金」を交付し、経営コストの負担軽減を図ってまいります。

持続可能な農業を支援する「元気な農業サポート事業」は、客土・除礫、耕地防風林対策、浸透層設置や修繕、集積場取付道路設置支援などの補助メニューを設け、総合的に圃場の生産基盤向上を図る取組みを進めております。

令和5年度からは、新たに農産物の集積場の設置及び修繕に係る補助メニューを追加したほか、昨今の情勢を踏まえ、補助基準単価や補助内容の一部見直しを行い、さらなる生産

基盤向上対策に取り組んでまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、令和5年度から帯広畜産大学との連携を視野に入れながら、各種営農情報の収集や事例調査研究に積極的に取り組んでまいります。

地域担い手の確保については、担い手育成センターが主体となって実習生の受け入れや新規就農者に対する情報の提供を行うほか、後継者の配偶者対策としては、村の農業青年と知り合いになってもらいつつ、村の農業にも関心を持ってもらえるような事業を行ってまいります。

食育・地産地消は、食育推進計画・地産地消推進計画、第4期に基づき、安全安心な地域食材の活用に努め、農業体験や七色献立プロジェクトとの連携など「食」と「農業」を結び付ける取り組みを実施いたします。

また「粋匠品」の取扱店と「食の応援団のお店」を対象にしたスタンプラリーやSNSを活用したPRキャンペーンなど、中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、「環境保全型農業直接支援対策事業」による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取り組みを実践する農業者に対し支援してまいります。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区及び南部地区の農道、区画整理及び除礫等の工事を実施いたします。

基幹水利施設管理事業については、4市町村で構成する協議会で、かんがい施設等の適正な維持管理に努めてまいります。

畜産関係のうち大規模草地育成牧場については、飼料、肥料価格高騰の影響を受け、厳しい経営情勢となっておりますが、この間の飼養方法の見直しや発情検知器等の新しい機器の導入により、発育成績や受胎率の向上が見られるようになり、昨年、十勝農業改良普及センターが行った発育調査においても優良な成績評価が得られたところであります。

今後も草地改良による良質な飼料の確保に努め、飼養環境改善に向けた設備修繕工事を図ることで中札内村の酪農を支える健全な後継牛の育成に努めるとともに、指定管理者である農事組合法人カーフゲートと連携して、作業の見直しや従業員の負担軽減を図り、効果的かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

林業関係では、私有林については豊かな森づくり推進事業により、植栽に係る支援を行うほか、造林推進事業では森林環境譲与税を活用しながら、補助率のかさ上げを行い、下刈りや除間伐に係る支援を行ってまいります。

村有林については、森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施いたします。

なお、令和4年度に設計調査、測量調査を行いました元更別林道橋梁及び西札内林業専用道につきましては、道補助金等を活用しながら補修及び敷設に向けた整備を進めてまいります。

このほか、木との関わりを通じて豊かな感性や人間関係を育み、人と自然が共生する社会を目指す「木育」の取り組みとして、令和6年度から本格的に開始する「森の輪プロジェクト」に向けた準備を行います。

有害鳥獣駆除対策では、有害鳥獣等対策協議会を中心に、猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携し、ヒグマやエゾシカ、キツネ、カラスなどのほか、十勝管内はもとより村内でも確認頭数が増えているアライグマについて、積極的な駆除を継続することに合わせ、新たに音響による退避型装置を使用したヒグマ・エゾシカ対策と効果検証などに取り組んでまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか、小規模事

業者支援推進事業への継続的な支援を行い、新規事業者の創業支援や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症との共生が進み、経済活動等も感染症まん延前に戻りつつあります。

こうした情勢を踏まえ、これまで行ってきました新型コロナウイルスに係る支援策については見直しを行うとともに、アフターコロナ対策を見据え、新商工業プロモーション推進事業を創設し、飲食店、小売店等の販売促進に向けた取組みに対しましては、継続的な支援を図ってまいります。

また、新しい働き方であるワーケーション事業の取組みに対しては、継続した支援を行うとともに、こうした取組みを村内の産業活性化と雇用機会の拡充につなげるため、村内にサテライトオフィス等を設置する事業者への支援も続けてまいります。

このほか、民間活力を生かしたまちなかにぎわいづくりと起業支援を行うため、「にぎわいづくり起業家等支援事業補助金」により、村内での店舗出店や起業を支えてまいります。

観光振興関係では、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な誘客事業などが実施できない状況が続いておりましたが、経済活動等も感染症まん延前に戻りつつある状況から、本村を訪れる観光客も増えているところであります。

中札内村ならではの地域資源を活かした観光振興と村の魅力を最大限引き出す取組みを進め、観光協会と連携して、第50回記念やまべ放流祭、スノーアートヴィレッジなどの誘客イベントや首都圏でのプロモーション事業の実施など、さらなる観光PRに努めてまいります。

札内川園地は、株式会社AOILOを指定管理者として管理運営を行っておりますが、多くの方に来場していただき、園地内でキャンプやアウトドアを楽しんでいただけるよう、様々な企画事業を実施していくほか、札内川園地の魅力を積極的に発信する取組みを進めてまいります。

また、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を視野に入れ、札内川園地キャンプ場の設備更新を進めてまいります。

なお、日高山脈襟裳国定公園については、環境省で国立公園化に向けて調整協議をしております。

現段階では、指定の時期が不透明な情勢となっておりますが、環境省や北海道及び関係市町村と連携を図りながら、令和5年度も指定に向けた取組みを継続し、日高山脈の魅力を村内外の方に知ってもらうため、PR事業実行委員会を継続して組織し、各種PR事業を行ってまいります。

道の駅なかさつないは、令和4年度からカントリープラザ内に観光協会事務所を移転し、インフォメーション機能の充実を図ってきたほか、親子が安心して利用できる道の駅を目指し、カントリープラザ内にキッズスペースを整備してきたところであります。

今後も多くの方に来場していただけるよう情報発信力の強化を図り、道の駅の魅力をさらに向上させてまいります。

花づくりの推進では、多くの方に花づくり活動に関心をもってもらう取組みを行いながら、花づくりの会や中札内高等養護学校のほか、更別農業高等学校にもご協力をいただき、道の駅でのイベント実施を予定しているところであります。

四季折々に北海道の山野草が咲き誇る民間観光庭園を利用して、村民の皆さまに愛され親しまれるイベント「ロッカノヨル」を継続開催し、村の魅力を生かした情報発信を行い、交流人口や関係人口の増加につながるよう執り進めてまいります。

第5は、「潤いと安らぎのまちづくり」であります。

本村の豊かな自然と生活基盤が調和した快適な暮らしを守り、住民が住み続けたい思いを叶えられるよう、生活環境及び基盤の整備に取り組めます。

景観形成については、「日本で最も美しい村」の理念を柱に、本村の恵まれた環境資源を守り育てていくため、「豊かな自然を未来につなぐふさと景観条例」に基づいて、村民が主体的に活動する環境づくり、景観や環境を守る地域づくりを推進してまいります。

また、景観計画の策定に向けた村の景観特性や基本理念、基本方針を整理し、景観計画案の検討を行ってまいります。

ごみ処理の関係では、ごみステーション利用時の分別方法並びにリサイクルセンター持ち込みの際の搬入ルールについて住民周知に努めるほか、個人・行政区・事業者の理解と協力を得る中で、全村一体によるごみ減量対策と資源リサイクルの推進に努めてまいります。

また、新たに「紙おむつ専用ごみ袋」を作製し、一般の燃やせるごみとの分別化をさらに進めていくことに合わせ、乳幼児をもつ世帯へ無償配布しております現行のごみ袋からの切り替えを、準備が整い次第実施することで計画しております。

新たな処理方式を用いて稼働予定である「生ごみ処理施設」の運営は、社会福祉法人ポロシリ福祉会への委託により、これまでどおり事業を継続いたしますが、処理装置の能力などを見極めたうえで、早い段階での新装置への全面移行と安定処理を目指してまいります。

公約としております「環境美化参加機会の創出」では、春の「クリーン中札内」や日本で最も美しい村連合の広域事業として確立された「ビューティフルデー in 中札内村」の参加を通して、住民の環境美化への関心や意識高揚を図り、真の美しい村実現に向けた取り組みを推進してまいります。

また、広報誌のほか あらゆる場面において住民周知を行う中で、2種類のボランティアごみ袋の利用促進と有効活用を募り、団体・グループ・個人が無理なく手の届く範囲から美化活動を意識してもらえるよう取り組みを進めてまいります。

コミュニティバスについては、地域における安心な暮らしや高齢者等交通弱者の足対策を推進するため、村民に親しまれるバスを目指し、新年度から温泉施設の利用が可能となるよう一部路線変更を行うとともに、診療所の通院に配慮した運行曜日の一部変更を予定しております。

今後も村民から意見をいただきながら、利便性向上や村民生活の足確保を図ってまいります。

公園管理関係では、前年度から引続き「中札内村公園整備基本計画」に基づいた鉄道記念公園整備工事に取り組み、早期に村民が公園で楽しめようとするべく、管理委託により公園の適正な維持管理に努めてまいります。

道路及び橋梁関係では、道路維持補修や橋梁長寿命化計画に基づいた工事に取り組み、環境に配慮した維持管理を実施してまいります。

河川管理関係では、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、普通河川の景観保全、安全確保及び良好な維持管理に努めてまいります。

重要施策である定住促進においては、移住促進協議会『なかさつサポーターズ』と協力して、「移住体験住宅」の活用や首都圏等におけるPR事業に取り組んで移住定住の促進を図るとともに、令和5年度始期として改訂いたしました『住生活基本計画』に基づいた定住促進奨励事業による良好な居住環境創出に努めてまいります。

公営住宅整備事業では、改訂しました『公営住宅等長寿命化計画』に基づき、公営住宅等の長寿命化改善及び居住性向上を図り、長期的な維持管理に取り組んでまいります。

簡易水道事業関係では、各浄水場の適正な管理を行い、安定的な浄水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業関係では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、『下水道ストックマネジメント計画』に基づいた機器等の更新工事を実施してまいります。

防災対策の強化については、近年の異常気象等による激甚化、頻発化する風水害や地震の災害に備え、自助・共助の行動が重要と捉えて、自主防災組織の組織化を積極的に促すとともに、防災活動を行う行政区活動への支援や避難所運営の充実を図ります。

また、いざという時に一人ひとりが適切な措置をとることができるよう、国及び北海道等の関係機関と連携し、村民参加による「総合防災訓練」を実施してまいります。

とかち広域消防事務組合においては、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な消防体制を構築していくため、組合における将来構想を策定するとともに、段階的な自賄い方式の解消を目指してまいります。

以上、令和5年度の村政に臨む私の所信の一端を申し上げます。

地域のまちづくりを取り巻く環境は多様化、複雑化しておりますが、村政の課題を先送りすることなく、緊急度・優先度を見極めて、限られた財源の中で創意工夫を凝らした迅速な行財政運営に務めてまいります。

本村は、農業・食・観光など他に誇れる素晴らしい財産を数多く持った明るい未来の広がる村であります。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、そして中札内村の出身であることを誰もが誇りに思い、だれもが自慢できる『優しく穏やかな美しい村』を目指して、率先垂範するまちづくりのプロフェッショナルである私たち役場職員は、一丸となって積極果敢に挑戦してまいります。

村民の皆さま並びに議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 令和5年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応については、5月8日から5類感染症に位置付けられる予定であります。引き続き道教委からの通知を踏まえながら、基本的な感染症対策を徹底した上で、教育活動を実施してまいります。

本村教育委員会は、第7期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「文化と学びが紡ぐまち」を実現するために、中札内村教育大綱、教育に関わる諸計画に基づき、村と連携しながら努力してまいります。

学校教育では、経済・社会情勢の変化に積極的に向き合い、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力の育成や豊かな人間性を育むことを重点に取組んでまいります。

社会教育では、健康で心豊かな生活を生涯にわたって送ることができるよう、様々な文化・芸術活動やスポーツ活動の機会を提供し、その成果や経験が地域に還元され、循環が形成される環境づくりを進めます。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

組織的・機動的な学校教育の推進では、「確かな学力」の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭における学習習慣の定着に取り組みます。

幼児教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、家庭・保育園・学校と地域が連携しながら総合的に子どもを育てる環境づくりを進めます。

義務教育においては、学習指導要領のもと、育成すべき資質・能力の3つの柱としての「学びに向かう力、人間性等の涵養」、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」の推進に向け効果的な学校運営に努め、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを目指してまいります。

国際社会に対応しうる外国語教育の推進では、外国語指導助手2名による指導体制で、英語教科や外国語活動などにおいて、生きた英語に触れる機会を担当教諭とともに計画的につくってまいります。

特別支援教育の推進では、保育園・小学校・中学校が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センター、スクールカウンセラーなどの協力をいただきながら、教育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得ながら、きめ細やかな指導と一貫した支援を行います。

また、小中学校においては、必要に応じて学校特別支援員を配置し、児童生徒の学校生活・学習活動を支援するほか、医療的ケアを必要とする児童を支援するため、看護師を派遣いたします。

ふるさと教育の推進では、地域の特色を生かした体験学習や職業体験、地域人材の活用などにより、郷土を愛し、ふるさとを大切にする心の教育に取り組めます。

I C Tの活用・充実では、G I G Aスクール構想を進め、タブレットなどを活用しながら、子どもたちの習熟度に応じた指導を行い、資質・能力の確実な育成につなげるとともに、情報モラルを含めた情報活用能力の向上やプログラミング的思考の育成に取り組んでまいります。

また、G I G Aスクール運営支援センターにおいて、円滑なI C T教育が展開できるよう運用面の支援を行ってまいります。

道徳教育の推進では、規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てるため、小中学校9年間の指導計画による体系的な道徳教育を推進します。

本年度から中学校において、性の多様性に対応しつつ、時代に即した生徒にとって心地良いジェンダーレス制服の選択制導入に向けて協議を行ってまいります。

健やかな心身の成長を促す教育の推進では、体力の向上を目指し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、児童生徒の取り組みの成果や課題について分析を行い、授業改善、部活動やスポーツ少年団活動の支援に加え、望ましい生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、いじめ等の未然防止、適切な実態把握による積極的な認知と早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応に取り組めます。

併せて、各校にスクールカウンセラーを配置し、子どもたちへのカウンセリングや教員・保護者に対する相談対応などで学校と家庭を支援してまいります。

地域や保護者に信頼され、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配付などにより、地域住民との積極的な情報共有を行い、開かれた学校づくりを進めます。

また、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう支援を行います。

令和3年度より導入しております小学校選択制度は継続してまいります。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が自校の学校経営方針、重点目標を共有し、

学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力の向上を図るため、更別村と共同で配置している指導主事による支援、ＩＣＴ機器の活用を含めた校内研修などの教職員研修の充実と各種研修への参加を促します。

学校における働き方改革については、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、「中札内村立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、学校閉庁日の設定や部活動休養日の取組みを進めるほか、校務支援システムの活用により、教職員の校務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進では、地域の大人が力を合わせて子どもたちとともに育てる地域協働型学校づくり協議会、コミュニティ・スクールの活動を推進し、学校支援ボランティアの活用、小中連携による一貫教育に取組み、学校とＰＴＡ、子ども会、教育関係者などが連携して地域に根ざした学校運営を進めます。

また、上札内小学校における山村留学事業は、本村の豊かな自然環境の中で様々な体験活動や地域住民との交流を通して、児童の成長を育み、地域の活性化を図ってまいります。

高校・高等教育の支援では、高校等に就学する保護者の経済的負担を軽減するとともに、教育環境・子育ての充実と人材育成を目的とした「高校生育成支援金」については、月額１万円のほかに、本年度から入学時の負担軽減として、新入学生に５万円を交付します。

そのほか、経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成する「通学費等助成事業」及び「永井明奨学金制度」により支援を行ってまいります。

児童生徒の学習意欲と基礎的な知識の向上を図り、将来の進路実現につなげるため、英語検定、算数・数学検定及び漢字検定の検定料を助成します。

学校施設・設備などの整備では、子どもたちの学びの環境の充実を図るため、本年度は各小中学校３校の校舎及び体育館照明のＬＥＤ化や令和６年度から学級数増による中学校の普通教室不足に対応するための教室増設改修工事、令和４年度から継続して中札内小学校の長寿命化を図るための外壁塗装・屋上防水等工事を実施します。

また、令和４年度予算を繰り越して、各小中学校３校へのエアコン設置工事を進めます。

安全で安心な学校給食の提供では、給食の食材調達は地産地消を基本とし、本村で生産された食材を使用した「ふるさと味覚給食」を年２回行うとともに、地元で生産・製造された安全・安心な食材の理解と愛着を深めるための食育を推進します。

給食費については、昨今の食材や調味料の高騰による値上がり分については、保護者の負担増に配慮し、当面は村の支援策として負担してまいります。

第２は、社会教育、生涯学習の推進です。

人生１００年時代と言われる時代にあって、生涯を通じた学びの支援により、心豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供やその成果を活かすことのできる環境づくりを進めます。

また、社会教育が生涯学習の中核的な役割を果たすことができるよう、第９期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や団体・指導者の養成、施設整備、情報提供の充実とともに、学習の成果を生かせる機会の提供に努めます。

生涯学習と社会教育活動の推進では、各種講座の開催、社会教育団体や住民グループの自主活動の支援、運営費用の助成などにより学習活動の促進を図ります。

「ポロシリ大学」では、様々な学習機会や成果発表の場、子どもたちや他地域の団体との交流を行い、生きがいを感じながら活動できる授業に取り組んでまいります。

青少年事業では、自然体験や生活体験を通して心豊かで健全な成長を育むとともに、「共育の日」の理念である地域の教育力を結集し、地域全体で子どもの成長を支える環境づくり

を進めます。

図書館事業は、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、講演会などの各種事業、学校における読書活動の支援や連携事業などを実施し、魅力ある図書館運営を目指します。

第3は、国際・地域間交流の推進です。

次世代の人材を育成するため、富山県南砺市や埼玉県川越市の子どもたちとの交流事業を実施し、お互いの文化や風土の違いなどに触れ、コミュニケーション能力や自立性を育む機会として実施してまいります。

国際交流の推進では、アメリカ合衆国ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクールとの相互交流の再開に向けて準備してまいります。

第4は、文化・芸術、スポーツの振興です。

「アートの村」として、感性を豊かにする創造的な活動を推進してまいります。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、村民主体の「文化祭」の実施や公演等の開催支援、更別村と連携した「学校舞台芸術鑑賞」など、芸術に親しむ機会の提供に努めます。

「なかさつ音まちプロジェクト」事業は、ファツィオリピアノを広く発信するとともに、子どもから大人まで楽しめる様々なジャンルの鑑賞機会を企画してまいります。

「子どもアートプロジェクト」事業は、武蔵野美術大学及び昭和音楽大学との連携事業を再開し、対話型鑑賞など児童生徒が大学生とのふれあいを通じて、想像力を磨き豊かな感性を身につける取組みを進めます。

生涯スポーツの推進では、村民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツの機会の提供に努めます。

コロナ禍における運動不足の解消や身体機能の低下を予防するため実施している「運動教室」を継続して開催し、住民の運動習慣化をサポートしてまいります。

また、スポーツ団体への支援や総合型地域スポーツクラブ「ピータンススポーツクラブ」の活動の充実や十勝スカイアースと連携した事業を展開し、生涯スポーツを振興します。

青少年のスポーツ活動や文化活動に対しての育成・支援は、少年団指導者の資格取得費用に対する助成を行うとともに、スポーツ大会や文化系コンクールの参加費用助成を拡充します。

最後に、国の部活動改革の方向性が示され、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校における働き方改革の観点を含め、本年度以降の3年間は、休日における部活動の段階的な地域移行の推進期間に位置付けられています。

この方針を踏まえ、本村も本年度から専任のコーディネーターを中心に部活動の地域連携による持続的な活動の環境整備に取り組んでまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、出羽農業委員会会長、登壇願います。

（出羽義幸農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（出羽義幸君） 令和5年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、「有機農業の村」宣言を行い、農畜産物の「安全・安心」への対応、クリーン農業への取り組みなどを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たしてきております。

本村農業委員会は、これまで担い手への農地の利用集積・集約化、農地を守る活動などを推進してきており、4月に一部改正される農業経営基盤強化促進法、その他の関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たすべき役割を認識し、農地行政の厳格な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して地域農業の振興発展のため、関係機関・団体と連携し、各種取り組みを推進してまいります。

農業委員会は、委員の任期中、以下、主要な業務について取り組みを行います。

1、優良農地の確保・有効利用の推進について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを確認し、農業委員会法に基づく「農地等の利用の最適化の推進」の定めにより、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止をもとに農地等の利用の効率化など対策を一層推進してまいります。

2、担い手の育成及び確保対策について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成・確保とその配偶者対策、高齢化や後継者がいない農業経営者の円滑な承継の促進が重要であり、農業担い手育成センターを中心に、関係機関・団体、南十勝町村との連携を図るとともに、高齢となる農地所有者等の意向把握にも努めてまいります。

3、農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

4、地域に根ざした農政活動の推進について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し、必要がある場合には企画立案を行うとともに、その推進施策を実施する行政機関に対し、施策の改善など具体的意見を提言し、地域に根ざした農地活動を推進してまいります。

5、情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用した農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供と内容の充実を図ってまいります。

6、農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農地所有適格法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し、適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 以上で、各執行方針の説明を終わります。

お昼の休憩をしたいと思います。

午後１時まで休憩いただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ０時０５分

再開 午後 ０時５８分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第９ 請願第１号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） 日程第９、請願第１号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願を議題にいたします。

ただいま議題になっております請願第１号については、会議規則第９２条第１項の規定のより、所管の産業文教常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告願います。

◎日程第１０ 発議第１号 中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第１０、発議第１号、中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から説明を求めます。

７番宮部議員、登壇願います。

（７番宮部修一議員登壇）

○７番（宮部修一君） 中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

これまで個人情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、民間事業者が対象の個人情報保護法及び各地方公共団体等の個人情報保護条例があり、個別に規定をしておりましたが、令和３年５月１９日に公布された『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』により、『個人情報の保護に関する法律』が改正され、令和５年４月１日から改正後の個人情報の保護に関する法律に一本化されることになりました。

地方公共団体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法が適用されることになりましたが、地方公共団体の議会につきましては、国会と同様に自立的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいとされたことから、新個人情報保護法の適用対象から除外されることになりました。

このため、議会においても新個人情報保護法の施行後も引き続き個人情報保護に関する自立的な措置を講じる必要があることから、新たに『中札内村議会の個人情報の保護に関する条例』を制定しようとするものであります。

赤ナンバー 7 番の 2 ページをお開きください。

中札内村議会の個人情報の保護に関する条例は、第 1 章から第 6 章まで全 57 条の構成としております。

第 1 章『総則』では、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的と第 1 条で規定し、第 2 条では用語の定義、第 3 条では議会の責務について規定しています。

5 ページをお開きください。

第 2 章『個人情報等の取扱い』では、第 4 条から第 16 条において『個人情報の保有の制限等』のほか、『不適正な利用の禁止』、『従事者の責務』、『漏えい等の通知』、『利用及び提供の制限』などの必要な事項を規定しています。

9 ページをお開きください。

第 3 章『個人情報ファイル』では、第 17 条において議会が作成する『個人情報ファイル簿の作成及び公表』について規定しています。

11 ページをお開きください。

第 4 章『開示、訂正及び利用停止等』のうち、第 1 節『開示』では、第 18 条から第 30 条において『開示請求の手続』のほか、『開示請求に対する措置』、『開示決定等の期限』、『開示請求に係る費用負担』などの必要な事項を規定しています。

なお、開示決定等は開示請求があった日から 30 日以内とし、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは 30 日以内に限り延長することができるとしています。

また、開示請求に係る手数料は無料とし、当該写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担としております。

16 ページをお開きください。

第 2 節『訂正』では、第 31 条から第 37 条において『訂正請求の手続』のほか、『保有個人情報の訂正義務』、『訂正請求に対する措置』などの必要な事項を規定しています。

18 ページをお開きください。

第 3 節『利用停止』では、第 38 条から第 43 条において、『利用停止請求の手続』のほか、『保有個人情報の利用停止義務』、『利用停止請求に対する措置』などの必要な事項を規定しています。

20 ページをお開きください。

第 4 節『審査請求』では、第 44 条から第 46 条において、第 1 節から第 3 節に係る決定等または請求に係る不作為に係る審査請求があった場合に関する『適用除外』のほか、議長が行った処分への審査請求については中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する審査会に諮問しなければならないなど、必要な事項を規定しています。

21 ページをお開きください。

第 5 章『雑則』では、第 47 条から第 52 条において『適用除外』のほか、『開示請求等

をしようとする者に対する情報の提供等』、『個人情報等の取扱いに関する苦情処理』、『専門的知見に基づく意見聴取』などについて規定しています。

２２ページをお開きください。

第６章『罰則』では、第５３条から第５７条において、議会事務局の職員等が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを提供したとき、業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不当な利益を図る目的で提供または盗用したとき、などの罰則について規定しています。

なお、この条例は、令和５年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

発議第１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第１号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第１号、中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１号 中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

◎日程第１２ 議案第２号 中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第１１、議案第１号、中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第１２、議案第２号、中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての２件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報保護制度については、令和５年４月１日より全国共通ルールによる運用とされたことから、関連する条例の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第1号から議案第2号について、一括して補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番、議案2ページをご用意いたします。

はじめに、議案第1号、中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例制定趣旨につきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に適用される部分につきましては、令和5年4月1日に施行されます。

このことに伴いまして、個人情報保護条例を制定していました地方公共団体にありましては、個人情報保護法が全国共通のルールとして一律に適用されることとなるため、現行の中札内村個人情報保護条例については、附則により廃止をし、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、条文ごとにご説明を申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨について規定したものであります。

第2条は、この条例で使用する用語の定義を規定したもので、廃止前の個人情報保護条例では、実施機関に議会が含まれておりましたが、改正個人情報保護法では、地方議会は国会や裁判所と同様に、その独立性を確保するという考え方から、法の適用対象外としております。

次に、第3条は、個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表するために定めたものです。

また、第4条では、開示請求に記載する事項について定めたものであります。

次に、第5条は、自己に関する保有個人情報の開示請求をした際の開示請求者が負担する手数料並びに写しの交付等に係る費用負担について定めるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第6条は、この条例を改正・廃止しようとする際に、その内容を審査会に諮問することができる事項を定めたものです。

なお、附則については、この条例を施行するために必要な付随的事項について規定したもので、第1条では、条例の施行期日を令和5年4月1日とし、第2条では、法の改正に伴い、個人情報保護法が直接地方公共団体に適用されることとなったため、現行の個人情報保護条例を廃止することを規定したものであります。

また、第3条第1項では、この条例施行前に知り得た個人情報の取扱いについて、この条例の施行後も従前の例によるものとし、当該個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことを、実施機関の職員及び委託を受けた事業者等にも義務付けるものです。

また、第2項は、この条例施行前に旧条例の規定による請求がなされた場合における開示・訂正・利用停止の取扱いについては、なお従前の例によるものとしたものでございます。

第3項から第4項については、それぞれ罰則を定めるものです。

次に、議案第2号、中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例について、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお開きください。

今回の個人情報保護法の改正に伴いまして、個人情報の取扱いは、法に基づいて行われることとなるため、中札内村個人情報保護条例は廃止されます。

一方、現在の中札内村情報公開条例に規定する審査会が行う審査請求等の審議は、引き続き行う必要があるため、新規条例による審査会の設置、組織並びに審査審議の手続きを規定するとともに、附則第2条において、審査会を規定する中札内村情報公開条例の一部を改正しようとするものです。

次に、条文ごとのご説明を申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、諮問に対する調査審議のため、審査会を村の附属機関として設置を定めたものでございます。

次に、第3条では、この条例における用語の意義を定めたものです。

第4条は、審査会の所掌事務を定めたものです。

第5条は、審査会の組織について定めたものです。

次に、7ページをお開きください。

第6条は、審査会の委員の委嘱、任期、職務上の義務を定めております。

第7条は、役員について、第8条は、審査会の調査審議を、第9条は、実施機関から諮問された事件についての審査会の調査権限を定めたものです。

第10条は、審査請求等が審査会において口頭による意見陳述の付与について定めたものです。

第11条は、意見書等の提出について、第12条は、審査請求人等が反論の機会を確保するため、審査請求人等から提出されました意見書または資料の送付や閲覧ができることを定めたものです。

次に、8ページをご覧ください。

第13条では、審査請求の調査審議の手続きは非公開とすることを定めたものであります。

以下、第14条では、答申書の送付等を、第15条では、審査請求以外の調査審議の際に、実施機関や村の機関、その他関係者に協力を依頼できることを定めたものです。

第16条では、必要事項の規則への委任、第17条では、審査会委員の守秘義務違反に関する罰則を定めたものです。

附則として、第1条は、この条例の施行期日は令和5年4月1日としようとするもので、第2条では、この条例の施行前にあった審査会の規定を削除するものとし、第3条では、旧規定にあった審査会委員及び旧審査会により、施行前に行われた調査審議並びに審査会における委員の守秘義務について、経過措置を定めたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第3号 中札内村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第13、議案第3号、中札内村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新たな企業誘致を促進することにより、地域の活性化を図るため、助成対象事業を拡大するとともに支援制度を充実しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第3号について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー15番、議案関係資料3ページ、新旧対照表をご用意ください。

改正前の第2条では、奨励金の助成対象を物の製造または加工の用に供する施設及び工業製品の開発に利用するための研究施設を行う施設並びに村長が特に認めた施設を工場等と定義しておりました。

今回の改正で、助成対象業種の拡大を図るため、改正後の第2条では、第1項第1号において、イの観光施設、ウの新エネルギー供給施設を対象に加えるなど、改正前の工場等としていた定義を、事業場に変更するものです。

また、改正前の第2項、工場等の立地としていたものを、改正後の第2号では、事業場の

立地に名称を変更した上で規定に加え、第４号、第５号に新設、増設の定義に新たに加えるものです。

さらに、改正前第３項の事業者の定義を、改正後の第３号として、改正後の規定に加えるものです。

また、その下の第３条は、改正前の工場等を事業場に改めるものです。

次に、４ページをお開き願います。

改正後の第４条は、奨励措置の対象に、土地取得奨励金を規定に加えるものです。

次に、第５条では、第２号で奨励金の限度額を改正前の５００万円から１，０００万円に引き上げしようとするものです。

また、改正後の第４号に、土地取得奨励金の金額及び助成対象を規定するものです。

第６条は、改正前の事業者指定要件としていた新設に伴い、新たに雇用される従業員数の要件を、改正度は要件から除外しようとするものです。

次に、５ページをお開き願います。

第９条は、工場等を事業場に改めるとともに、改正後の第４号に土地取得奨励金の交付時期を規定に加えるものです。

次に、第１０条から１２条までは、第９条と同様、工場等を事業場に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、令和５年４月１日から施行しようとするものです。

また、本改正の助成内容について、整理したものを２ページの資料でお付けしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第３号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

３番黒田議員。

○３番（黒田和弘君） 今、説明がありまして、かなり拡大されたのかなということで見えますが、改正することによって、今回、特に期待をする企業立地の具体例というのかな、予定されるというか、ものがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 今回、既存の制度が工場等ということで業種を限定していたものですから、それを拡大いたしまして、新たに観光施設、それから新エネルギー供給施設といった施設を具体的に入れさせていただきました。

観光施設は中札内村が今、観光に力を入れているものですから、こういった観光施設ですとか、新エネルギー供給施設、いわゆる風力、水力、そういった新エネルギーを供給するような施設、こういったものが本村に誘致できればというふうに考えて、この制度を設けているところでございます。

今、具体的にになっている業種というものがあるものではございません。

○議長（中井康雄君） ３番黒田議員。

○３番（黒田和弘君） そういうことでの改正をやったというふうに思うのですが、聞きたいのは、特にこういう改正しているのは、そういう企業誘致をしたいという企業が、今こっちの方に来ているのかどうか。

その辺をちょっと、差しさわりのない程度に教えていただければなということ質問いたしました。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 現段階で、具体的な相談等があるわけではございません。
今後、こういった企業が出てきたときに、本村で支援ができればということで、今回改正させていただいたところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） なければ、これで質疑を終わります。
議案第3号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第3号、中札内村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第4号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第14、議案第4号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、民法及び児童福祉法の改正により、「懲戒権」に関する規定の削除、また「児童の安全確保」に関する計画の策定及び職員の研修・訓練の実施等を追加する改定に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議会関係資料によりご説明いたしますので、資料の7ページの新旧対照表をご参照願います。

3つの条例に係る一部改正につきましては、大きく分けて2点ありますので、順を追ってポイントのみ説明をさせていただきます。

提案の趣旨でもありましたが、1点目は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴うもので、子どもの福祉のための必要な措置を取るときは、身体的苦痛等の権限を乱用してはならないという懲戒に係る権限の乱用禁止が削除されるこ

とに伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の文言を削除し、主要の改正を行うものです。

併せて、中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、8ページ中段になりますが、第13条、懲戒に係る権限の乱用禁止を削除し、同様の改正を行うものです。

2点目は、児童の安全の確保に係るもので、昨今の保育園等における送迎バスの事故等を受けた児童福祉法の改正により、児童福祉施設及び家庭的保育事業所等の運営基準として、児童の安全の確保に関する安全計画の策定及び職員の研修、訓練の実施に関し、明確に位置付ける必要があるとされたことから、改正を行うものです。

7ページ中段、右側、第7条の2を新設し、家庭的保育事業者等は、設備の安全点検、職員利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組み等を含めた安全計画の策定を義務付け、2項に職員への安全計画の周知と研修訓練の定期実施を、3項に安全の確保に関して、保護者との連携と周知を、4項に、計画の定期的な見直しを記載しています。

下段、自動車を運行する場合の所在の確認においては、7条の3を新設し、自動車を運行する際は、乗降及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確認する義務を、2項に送迎車両での見落とし防止装置の設置及び所在確認の義務を記載しています。

その下、第10条は、改正前のただし書き1項を削除し、文言を整理しています。

ページ下段、衛生管理等第14条では、職員に対し、感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修等を定期的実施するよう努めなければならないとしています。

続きまして、9ページ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

右側改正後の部分ですが、安全計画の策定、第6条の2及び下段、自動車を運行する場合の所在の確認、第6条の3、1項並びに10ページ中段、衛生管理等第13条の2項は、ただいまご説明した内容と同様の改正となっております。

戻りまして、9ページ下段、改正後の第12条の2を新設し、業務継続計画の策定等として、感染症や非常災害の発生時に業務を継続的に実施するための計画策定を、2項に職員に対し、計画の周知と必要な研修等の定期的な実施を、3項に定期的な計画の見直しと変更を努めるものとしています。

10ページ下段になりますが、附則に記載のとおり、第1条、この条例の一部改正は、令和5年4月1日から施行し、懲戒権に係る改正規定は公布の日から施行いたします。

第2条では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規定の運用においては、送迎車両での見落とし防止装置の設置に関し、令和6年3月31日までの経過期間が設けられています。

現在、村内にこれに該当する事業所はございません。

11ページ、第3条では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の適用においては、安全計画の策定等について、令和6年3月31日までの経過措置が設けられています。

村内の放課後児童クラブについては、令和5年度内に計画の策定を進めてまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第５号 中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第１５、議案第５号、中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本条例に規定しております中小企業者の定義等について、類似制度である中札内村中小企業者振興資金融資条例に規定する定義と整合性を図るため、文言整理の改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、補足説明申し上げます。

中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について、議案関係資料により説明させていただきます。

黒ナンバー１５番、議案関係資料の１２ページ、新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、第２条の規定する定義について、法令や他の制度との整合性を図り、文言整理を行おうとするものでございます。

本条例では、これまで中小企業者の定義を、常時使用する従業員数が２０人以下の商業、サービス業、工業、運送業を営む法人または個人と定めていましたが、人数規定も含め、中小企業法が定める事業者の定義と異なっていることや村の他類似制度である中札内村中小企業者振興資金融資条例で定める定義と異なっていることから、対象者を中札内村中小企業者振興資金融資条例と同一の中小企業法第２条に規定するものと統一し、文言整理を行おうとするものです。

また、第２号には、新たに中札内村において独立した事業所（店舗）を有し、中札内村で事業活動を行う者という文言を加え、対象者の明確化を図ろうとするものです。

なお、村税を完納している者という要件につきましては、これまで通りとしております。
最後に附則についてですが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号 村道の路線認定について

◎日程第17 議案第7号 村道の路線変更認定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第16、議案第6号、村道の路線認定について、日程第17、議案第7号、村道の路線変更認定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました本案件は、中札内村農業協同組合から寄附採納を受けました用地を新規に道路認定するとともに、「株式会社ふきのとう」との土地売買に伴い、道路起点を変更認定するもので、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、村道路線認定及び村道の路線変更の認定について、補足説明を申し上げます。

議案関係資料により説明させていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料13ページをお開きください。

本案件は、令和4年12月に、中札内村農業協同組合から土地の寄附採納を受領し、土地所有権移転登記が完了したことを受けて、今後、道路改良舗装工事を行うため、道路法

の定めにより、新規道路認定の議会議決を得ようとするものであります。

資料の認定図、中央部の黒塗りが新たに道路認定して整備を行おうとする箇所でございます。

概要については、路線番号が160番、路線名を中札内東5条仲通南道路、起点の地先を東4条南2丁目6番、終点の地先を東4条南2丁目10番とし、93.84メートルの延長となります。

次に、議案関係資料の14ページをご覧ください。

本案件は、株式会社ふきのとうからの申し出により、現在、取り進めております公有財産の売買契約に伴い、既存の道路起点の地番変更が必要なことから、道路法の定めにより、併せて、議会議決を得ようとするものでございます。

資料の認定図、中央から左側の黒塗りが道路起点の変更とする箇所で、概要につきましては、路線番号148番、路線名を常盤40号道路、起点の地先を中札内西3線243番6から中札内西3線243番15号に起点の地番変更を行うとするものでございます。

道路延長の変更はなく、384.23メートルの延長となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、村道の路線認定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、村道の路線変更認定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 18 議案第 8 号 令和 4 年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第 19 議案第 9 号 令和 4 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 20 議案第 10 号 令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 21 議案第 11 号 令和 4 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第 22 議案第 12 号 令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
- ◎日程第 23 議案第 13 号 令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 18、議案第 8 号から、日程第 23、議案第 13 号までの令和 4 年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 4 億 1, 143 万 5, 000 円を追加し、総額を 6 億 9, 693 万 7, 000 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 81 万 4, 000 円を減額し、総額を 4 億 7, 811 万 5, 000 円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 81 万 3, 000 円を減額し、総額を 3 億 4, 563 万円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 65 万 2, 000 円を減額し、総額を 7, 814 万 8, 000 円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきましては、収入から 1, 735 万 7, 000 円を減額し、支出から 2, 940 万 2, 000 円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入に 1 億 53 万 1, 000 円を追加し、支出から 2 億 93 万 8, 000 円を減額するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきまして、収入から 1, 463 万 8, 000 円を減額し、支出に 3 億 11 万 7, 000 円を追加するものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入に 1, 686 万 8, 000 円を追加し、支出から 2, 055 万 1, 000 円を減額するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 9 番をご用意願います。

歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に係のある特定財源について、

併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね100万円以上の増額補正、減額補正についてご説明申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入費等の減額につきましては、100万円以上であっても、入札等の執行及び契約金額の確定による補正内容の場合は省略をさせていただきます。

最初に34ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、公共施設等整備基金積立1億1,000万円の追加であります。本年度の村税の追加、歳出執行残等により生じた財源を、将来の公共施設等の整備に備え、積み立てを行うものです。

次に、35ページをご覧ください。

3目財産管理費、説明欄中段、12節調査設計委託405万9,000円の追加は、ときわ野分譲地東側残地の一部について、分譲地造成を行うため追加するもので、年度内での完了が困難であることから、次年度へ予算を繰り越して執行しようとするものです。

次に、36ページをお開きください。

説明欄上段、公共施設解体撤去等工事372万9,000円の減額は、旧役場庁舎解体撤去等工事の入札による減額で、これに伴い、特定財源として地方債である公共施設解体撤去等事業債330万円を減額するものです。

また、併せて、諸収入として、旧庁舎解体撤去等工事で発生しました鉄くず売払いにより、183万7,000円を追加し、充当するものです。

次に、37ページをお開きください。

7目電子計算費、説明欄上段、外字同定支援事業163万4,000円の減額は、国が進める基幹系システムの標準化に必要なそれぞれの自治体が作成・管理している外字を国が定める一定の水準に基づくシステム仕様が必要となりますが、国からの仕様が現在示されていないことから減額するものです。

なお、特定財源として、この減額と併せまして、マイナポータルサイトと基幹系システム連携に係る補助金で一部対象外経費もあったことから、デジタル基盤改革支援補助金195万6,000円を減額するものです。

次に、その下段、マイナポイント申込支援業務委託163万4,000円の追加は、民間事業者が行うマイナポイント申込み手続きに係るサポート費用を追加するものです。

なお、特定財源として、マイナポイント事業費補助金159万6,000円を追加するものです。

次に、17節備品購入費、パソコン142万7,000円の追加は、新規採用者やウェブ会議など、また、故障用の予備機対応といたしまして、6台の機器を導入し、設定費を併せまして追加するものです。

次に、38ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、2目広報広聴費、説明欄最下段、備品購入費、戸別受信機291万5,000円の減額は、半導体不足を起因とする生産中止の懸念から、全国的な需要増となり、年度内での調達が見込めないことから、全額を減額するものです。

次に、3目まちづくり推進費、1節地方で働き隊員報酬118万8,000円の減額は、現在インターン生1名分の今後執行分を見込み減額するものです。

次に、40ページをお開きください。

説明欄中段、ふるさとづくり事業補助金191万8,000円の減額は、これまでの助成実績及び今後の申請を見込み、減額するものです。

次に、その下段、六花の森イベント事業補助金225万3,000円の減額は、事業費の

確定により減額するものです。

次に、その下段、ふるさと納税クラウドファンディング補助金4,200万8,000円の追加は、エアポortsパ建築に係る目標寄附額の1億円を達成したことから、寄附額の40%分について助成をするものです。

次に、41ページをお開きください。

説明欄最上段、ふるさと活性化基金積立1,000万7,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の使い道の指定割合変更によるものです。

次に、中段、委託料、ふるさと納税掲載委託514万8,000円は、さとふる経由の寄附額増加に伴い、寄附額の12%にあたる委託料を追加するものです。

次に、戻っていただきまして、39ページをお開き願います。

3目まちづくり推進費の特定財源欄について、ご説明いたします。

ふるさと応援寄附金2,402万円の減額は、寄附金の使い道の指定割合変更と、クラウドファンディング分への財源充当による減額となっております。

次に、その下段、ふるさと納税クラウドファンディング5,602万円の追加は、クラウドファンディング補助金全額及びふるさと活性化基金積立分を併せて追加するものです。

また、その下段、ふるさと活性化基金繰入金558万2,000円の減額は、ふるさとづくり事業補助金及び六花の森イベント事業補助金並びにファイターズ応援大使事業補助金の実績に基づき減額をするものです。

次に、40ページの特定財源、いきいきふるさと推進事業助成金100万円の追加は、北海道市町村振興協会による助成金で、ファイターズ応援大使事業に対して交付決定があったことから、追加するものです。

次に、45ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄下段、自動車借上料212万3,000円の減額は、老人クラブ等が利用するバス借上料で、コロナによる利用回数が少なかったことによる減額です。

次に、49ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、説明欄上段、介護給付費987万円の減額は、利用人数及びサービス利用の減少により減額するものです。

なお、この減額により、戻っていただきまして、48ページの特定財源欄、最上段、国の介護給付・訓練等給付費負担金962万2,000円の減及び中段、道の介護給付・訓練等給付費負担金592万円をそれぞれ減額するものです。

次に、51ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、説明欄中段、子育て世帯臨時特別給付金340万円の減額は、対象児童数の実績により減額するものです。

なお、特定財源として、国の地方創生臨時交付金340万円を同額減額しております。

次に、52ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄中段、燃料費139万8,000円の追加は、灯油単価の高騰及び寒波等による使用量の増加によるもの。

また、その下段、光熱水費135万2,000円の追加は、電気使用料金の高騰によるものであります。

次に、56ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄上段、修繕料100万円の追加は、貯水タンク内バルブ故障等に伴う配管の更新について追加するものです。

次に、4目健康づくり推進費、説明欄下段、特定不妊治療費102万6,000円の追加は、助成制度の拡大に伴い、今後の申請者の増加を見込み追加するものです。

次に、58ページをお開きください。

5目予防費、説明欄上段、予防接種業務委託232万4,000円の減額は、日本脳炎及び子宮頸がん予防接種の実績等によるものです。

次に、63ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄中下段、食と農業・農村振興基金積立400万円の減額は、堆肥化处理施設における資材及び燃料高騰に伴う運営経費増加による経費負担軽減のため、令和4年度の施設維持負担金を特例的に負担しないこととし、500万円を減額し、また、レンダリング環境対策補助金について、中札内村農協から、補助金辞退の申し出があったことから、食と農業・農村振興基金へ積立するため、100万円を追加するものです。

なお、特定財源としてレンダリング環境対策寄附金100万円を追加し、堆肥化处理施設負担金については、歳出同額の500万円を減額するものです。

次に、64ページをお開きください。

説明欄中段、元気な農業サポート事業補助金425万8,000円は、事業費確定により減額するものです。

なお、特定財源として、食と農業・農村振興基金繰入金について、元気な農業サポート事業ほか、ソフト事業の実績額により、427万円を減額するものです。

次に、2目農業振興事業費、説明欄最下段、環境保全型農業直接支援対策事業218万3,000円の減額は、事業費確定によるもので、特定財源として、道補助金、環境保全型農業直接支援対策事業補助金163万8,000円を減額しております。

次に、65ページをお開きください。

説明欄上段、経営継承・発展支援事業補助金500万円の減額は、事業費の確定により減額するもので、特定財源として、経営継承・発展支援事業補助金250万円を減額するものです。

次に、4目土地改良事業費、説明欄最下段、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金3,353万2,000円の追加は、今年度実施しました農道工等の道の執行額精査により、248万8,000円を減額し、道からの申し出により、新たな事業を早期工事着手するため、3,602万円の事業費を追加し、次年度へ繰り越しし執行しようとするものです。

次に、66ページをお開きください。

説明欄最上段、道営農道整備特別対策事業中島地区負担金200万円の減額は、道による執行額精査によるものです。

さらにその下段、道営担い手畑総事業札内川右岸南部地区負担金200万円の追加は、北部地区同様、北海道からの申し出による早期工事着手に対応するため、200万円の事業費を追加し、次年度へ繰り越しし執行しようとするものです。

なお、特定財源として、道営畑総事業中島地区の執行額精査及び次年度に繰り越して執行する道営畑総事業北部地区負担金分の財源充当分として、公共施設等整備基金繰入金2,370万円を追加するものです。

次に、67ページをお開きください。

6款農林業費、3項畜産費、2目畜産振興費、説明欄中段、レンダリング環境対策補助金100万円の減額は、先程ご説明申し上げました中札内村農協からの補助金辞退によるも

ので、特定財源のレンタル環境対策寄附金についても同額を減額するものです。

次に、説明欄中段、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金3,079万9,000円の追加は、法人が整備するバイオガスプラント施設で生産される消化液の適期散布を可能とする消化液散布車2台の導入に対しまして、道補助金2分の1相当分を追加するものです。

なお、特定財源として、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を同額追加するとともに、事業費を次年度に繰り越して執行しようとするものであります。

また、特定財源欄、地方創生臨時交付金1,137万円の追加は、飼料価格高騰等緊急対策支援金の事業費に充てるため追加するものです。

次に、68ページをお開きください。

6款農林業費、4項林業費、3目村有林管理費、説明欄下段、西札内林業専用道全体計画調査委託303万7,000円の減額及びその下段、元更別林道橋補修設計委託286万1,000円の減額は、実績に基づき減額するもので、特定財源として歳出に関連する農山漁村地域整備交付金146万円及び69ページに移っていただきまして、特定財源欄、森林環境保全整備事業補助金119万2,000円の減、その下段、地方債の西札内林業専用道路事業債110万円の減、さらにその下段、元更別林道橋梁整備事業債140万円についても、それぞれ実績に基づき減額するものです。

次に、70ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、12節まちなかキッチン整備に係る関係予算となります。

11節役務費7万4,000円は、建築確認申請手数料及び建築完了検査手数料を、また、12節まちなかキッチンスタジオ工事監理委託790万9,000円、さらにその下段、まちなかキッチンスタジオ外構整備設計委託1,280万円、その下段、14節工事請負費、まちなかキッチンスタジオ建設工事3億2,799万8,000円、さらにその下段、キッチンスタジオ備品209万9,000円を追加するもので、それらを合計しました3億5,088万円を次年度へ繰り越して執行しようとするものです。

なお、特定財源といたしまして、国のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備タイプの1億4,397万4,000円、また、地方債のまちなかキッチンスタジオ整備事業債1億4,390万円、ふるさと活性化基金繰入金の6,260万円を追加するものです。

次に、説明欄最下段、18節商工業プロモーション推進事業補助金317万8,000円の減額、また、次の71ページ、説明欄最上段、サテライトオフィス設置事業55万円の減額、その下段、ワーケーション普及促進助成金343万3,000円の減額、さらにその下段、運送事業者臨時支援金119万円の減額は、実績や今後の支出見込額により減額するものです。

なお、これら歳出の減額に伴いまして、戻っていただき、70ページの特定財源欄、最上段、地方創生臨時交付金を811万9,000円を減額するものです。

次に、71ページをお開きください。

説明欄中段、中小企業振興資金保証料補給補助金263万7,000円の追加は、新規貸付件数の増加等により追加するものです。

次に、73ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、4目道の駅関連施設管理費、説明欄上段、光熱水費182万7,000円の追加は、灯油及び電気料金の高騰等により追加をするものです。

次に、75ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、説明欄中段、除雪委託4,146万4,000円の追加は、降雪量の増加による作業回数及び時間数増により追加するものです。

次に、78ページをお開きください。

8款土木費、5項住宅費、3目村営住宅管理費、説明欄上段、修繕料552万4,000円の追加は、設備の経年劣化や長期入居者の退去に伴う内部修繕、資材費高騰による費用増加及び今後の修繕費用を見込み追加するものです。

次に、80ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄最下段、永井明奨学資金貸付金384万円の減額は、貸付者が当初見込みより少なかったことにより減額するものです。

次に、82ページをお開きください。

3目学校教育振興費、説明欄下段、14節工事請負費、小中学校エアコン設置工事1,09万8,000円の減額は、入札により減額するものです。

次に、83ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、4目国際交流推進事業費、説明欄中下段、普通旅費127万8,000円、また、説明欄最下段、中札内村青少年国際交流派遣研修事業補助金248万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大による事業中止による減額であります。

次に、85ページをお開きください。

10款教育費、2項学校給食共同調理場費、2目業務費、説明欄中下段、会計年度任用職員報酬458万1,000円の減額は、調理員2名欠員分の減額及び代替調理員の今後の支出見込額により減額するものです。

次に、86ページをお開きください。

10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄上段、燃料費185万6,000円の追加、その下段、光熱水費163万8,000円の追加は、燃料費及び電気料金高騰により追加するものです。

次に、説明欄中段、外部塗装・屋上防水等工事5,899万7,000円の減額は、入札による事業費確定により減額するものです。

なお、特定財源としまして、地方債の中札内小学校長寿命化事業債5,310万円の減及び上札内小学校脱炭素化事業債20万円の減並びに公共施設等整備基金繰入金590万円を減額するものであります。

次に、88ページをお開きください。

10款教育費、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄上段、燃料費104万円及び光熱水費107万円の追加は、燃料費及び電気料金の高騰によるものでございます。

次に、92ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄中段、文化振興奨励事業補助金348万2,000円の減額は、アート事業補助金の実績などによるもので、特定財源の文化振興基金繰入金を同額減額するものです。

次に、93ページをお開きください。

説明欄中下段、暖房制御機器更新工事303万6,000円の減額は、当初、制御機器の更新のみを予定しておりましたが、ボイラー本体の老朽化が著しいことから、ボイラー本体と併せて工事を行うこととし、全額を減額するものです。

次に、96ページをお開きください。

13款諸支出金、2項公営企業繰出金、1目公営企業繰出金、説明欄上段、公共下水道事

業負担金 2,009 万 8,000 円の減は、公営企業法適用に伴い、公共下水道事業に対する元利償還金や高資本費対策に対する一定割合を基準内負担として整理したことにより、減額するものです。

その下段、公共下水道事業補助金 3,672 万 6,000 円の減額は、基準外繰出にあたる補助金について、出資金により支出することから、予算を組み換えるため、全額減額するものです。

次に、その下段、公共下水道事業出資金 6,210 万 1,000 円の増加は、公営企業法適用により、一般会計が負担すべき資本的収支の収支差額など一定のルールに基づく出資金として追加するものです。

次に、97 ページをお開きください。

給与費明細書であります。特別職の表につきましては、その他の特別職の人数減に伴うものであります。

次に、98 ページの一般職の表、給与費及び共済費の比較における給与の減額につきましては、会計年度任用職員も含めた職員数の人数減が大きな要因で、職員手当の主な増加は、時間外勤務手当の追加及び各種手当の異動によるものです。

また、共済費の増加は、標準報酬月額改定による追加でございます。

次に、戻っていただきまして、13 ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1 款村税、1 項村民税、1 目個人村民税 2,500 万円の追加は、新型コロナウイルスの影響による減収を見込んでおりましたが、農業所得などの伸びにより追加するものです。

また、2 項固定資産税 519 万 3,000 円の追加は、償却資産の申告増によるもの、4 項たばこ税は当初見込みより売渡本数が増加したことによるものです。

次に、14 ページの最下段をご覧ください。

9 款地方特例交付金、2 項、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 625 万 2,000 円の追加は、新型コロナウイルスの影響による先端設備等に該当する家屋及び償却資産の課税標準に特例措置により、固定資産税の減収分について、減収補填措置として追加するものです。

次に、15 ページをお開きください。

説明欄上段、10 款、1 項、1 目地方交付税、普通交付税は、交付額の確定によるもので、6,288 万 6,000 円を追加するものです。

次に、16 ページをご覧ください。

説明欄下段、13 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目農林使用料、1 節牧場使用料 1,686 万 1,000 円の減額は、預託頭数の減によるものです。

次に、17 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料、1 節村営住宅使用料 117 万 9,000 円は、今後の入居者数増を見込み追加するものです。

次に、19 ページをお開きください。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者自立支援給付金 1,022 万 2,000 円の減額は、障害福祉サービスの利用実績等により減額するものです。

次に、20 ページをお開きください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、1 節地域生活支援事業費

補助金 255 万円の追加は、各種地域支援事業の実績に基づき、交付見込額を追加するものであります。

次に、21 ページをお開きください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金 107 万 6,000 円の減額は、地域住宅計画事業の事業費確定によるもので、その下段、2 節道路メンテナンス補助金 131 万 4,000 円は、橋梁補修及び橋梁点検に係る事業費確定により減額するものです。

次に、22 ページをご覧ください。

15 款道支出金、1 項道負担金、2 目民生費負担金、2 節障害者自立支援給付費負担金 643 万円の減額は、国庫負担金同様、障害福祉サービスの利用実績により減額するものです。

次に、23 ページをお開きください。

15 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金、5 節子ども・子育て支援交付金 115 万円の減額、また、その下段、6 節多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 171 万 4,000 円の追加は、実績に基づき、今後の交付額を見込み、それぞれ減額、追加するものです。

次に、24 ページをお開きください。

4 目農林業費補助金、6 節環境保全型農業直接支援対策事業補助金は、補助金額確定により減額するものです。

次に、最下段、11 節農地利用最適化交付金 188 万 8,000 円の追加は、交付見込額により追加するものです。

次に、25 ページをお開きください。

14 節経営継承・発展支援事業補助金 250 万円の減額は、歳出で説明の通り、実績に基づき減額するものです。

次に、27 ページをお開きください。

中段、16 款財産収入、2 項財産売払収入、1 節動産売払収入 795 万円の追加は、皆伐に伴う立木売払及び間伐材売払によるものです。

次に、下段、17 款寄附金、1 項寄附金、1 目特別寄附金のうち、文化振興基金寄附金 500 万円の減、ふるさと活性化基金寄附金 2,402 万円の減、教育振興基金寄附金 900 万円の減は、それぞれふるさと納税に係る寄附額の使いみち指定により配分を変更するものであります。

次に、28 ページをお開きください。

上段、2 目一般寄附金のうち、ふるさと納税寄附金 2,100 万円の減額は、クラウドファンディングに係る寄附額増に伴い、一般寄附金分を減額するものです。

また、その下段、ふるさと納税クラウドファンディング 2,600 万円の追加は、クラウドファンディング額確定に伴う返礼品や送料分など、諸経費分を区分するため追加するものであります。

次に、その下段、18 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目公共施設整備基金 430 万円の追加は、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金の財源として、追加分を除き、充当事業の実績見込額により減額するものです。

また、6 目の福祉基金、7 目の食と農業農村振興基金、9 目の永井明奨学金基金、10 目の文化振興基金繰入金についても、充当事業の実績見込額により、それぞれ減額するものです。

次に、29ページをお開きください。

18款繰入金、1項基金繰入金、13目教育振興基金繰入金は、通学費助成並びに高等学校就学支援事業など、実績見込みにより減額するものです。

次に、30ページをお開きください。

20款諸収入、6項、1目、5節雑入、北海道市町村備荒資金組合納付金還付金200万円の減額は、戸別受信機購入の財源として、備荒資金組合超過納付金の取り崩しを予定しておりましたが、購入中止に伴い減額をするものです。

その下段、長寿・健康増進事業特別対策補助金112万6,000円の追加は、肺炎球菌及びインフルエンザ予防接種費用助成金など、交付額を見込み追加するものです。

次に、3目宝くじ交付金323万3,000円の追加は、北海道市町村振興協会がコロナ禍における市町村の取組みを支援するため、令和4年度限りの措置として交付されたことに伴い、追加をするものであります。

次に、戻っていただきまして、7ページをお開きください。

第2表の継続費補正の変更であります。中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事で、契約額確定による総額の変更及び年割額を変更するものであります。

次に、8ページをお開きください。

第3表繰越明許費補正については、上段の表は追加する事業で、宅地分譲地調査設計ほか6事業となります。

その下段は、変更をする事業で、小中学校エアコン設置工事について、契約額から前払金を差し引いた額を繰り越すため変更するものであります。

次に、9ページをお開きください。

第4表債務負担行為補正ですが、上段の追加は、中札内交流の杜の指定管理に係る委託料について、管理経費の増により、その2として、令和5年度分の限度額の追加を行うものです。

また、新年度から音響・照明及び図書館業務委託について、新たに5年間の限度額を設定するものです。

その下段の表につきましては、債務負担行為の変更で、2事業の契約額確定に伴い変更をするものです。

最後になります。

10ページをご覧ください。

第5表地方債補正であります。上段は、まちなかキッチンスタジオ整備事業に係る地方債の追加となります。

また、下段はそれぞれ事業債について、事業費確定により限度額をそれぞれ減額しようとするものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明の途中でございますけれども、時間大分経過いたしましたので休憩をしたいと思います。

午後2時45分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時43分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、補足説明、次に高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、黒ナンバー１０番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思います。

歳入歳出とも概ね３０万円以上のものを抜粋して、歳入予算の方から説明させていただきますので、６ページをお開きください。

１款国民健康保険税、１項、１目一般被保険者国民健康保険税、全体の補正額は５１７万７，０００円の減額となりますが、当初賦課額を確定した以降、毎月の被保険者異動等を加味し、年度末における収入見込額としてそれぞれ各節の課税区分ごとに調整を図るものとなります。

ページ下段、２款道支出金、１項、１目保険給付費等交付金、説明欄、特別調整交付金４８万４，０００円の追加及び道繰入金１６６万３，０００円の追加と特定健康診査等負担金４２万２，０００円の追加は、それぞれ本年度の事業実績に応じた交付申請を行い、北海道からの交付見込額として概ね確定いたしましたので、今回、増額の補正を行うものがあります。

続きまして、７ページ上段、４款繰入金、１項、１目一般会計繰入金、各節の保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減額などルールに応じて財政負担する国・道・村一般会計の総額となりますが、それぞれの負担額の確定により、繰入額を調整するものであります。

ページ最下段、５款繰越金５１万４，０００円の追加は、昨年９月定例会において承認をいただきました令和３年度決算による繰越額として増額補正を行うものとなります。

続いて、歳出側の説明を行います。

９ページをお開きください。

１款総務費に関する予算は、執行残額について減額するほか、１０ページから１１ページにかけて、３款国民健康保険事業費納付金、各項の予算は、財源内訳のみを調整するものとなりますので、説明の方は省略させていただきます。

続いて、１２ページをお開きください。

ページ下段、５款保健事業費、１項、１目保健衛生普及費、説明欄、普通旅費３５万２，０００円の減額並びにインフルエンザ予防接種負担金３２万５，０００円の減額は、実績と見込みによる執行残として減額するものであります。

続きまして、１３ページ上段、２項、１目特定健康診査等事業費、説明欄中段の特定健診等委託６９万４，０００円の減額は、これまでの実績と今後の見込みによる対象者減少のため、減額補正を行うものであります。

ページ下段、８款諸支出金、１項、４目特定健康診査等負担金償還金４５万１，０００円の追加は、令和３年度分の道交付金返還額の確定に伴い増額するものであります。

これで国民健康保険特別会計の補足を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明を行いますので、黒ナンバー１２番、補正予算書の６ページをお開きください。

こちらの方も歳入側から説明をいたします。

ページ上段、２款繰入金、１項、１目一般会計繰入金は、実績と見込みによる算定結果から、事務費繰入金は１８０万６，０００円を減額、保険基盤安定繰入金は６９万２，０００円を減額、健康診査受託事業繰入金は２２万３，０００円の減額調整を行うものであります。

ページ中段、3款繰越金73万8,000円の追加は、令和3年度会計の決算確定をもって増額補正を行うものであります。

ページ下段、5款広域連合支出金、2項、1目、説明欄、健診等受診率向上特別対策補助金33万1,000円の追加は、本村が独自に実施いたします健診項目に対しての追加交付額として増額を行うものであります。

続きまして、7ページ、歳出をお開きください。

ページ中段、1款総務費、1項、2目保健事業費、説明欄中段の健康診査委託50万2,000円の減額は、これまでの健診実績並びにこれからの見込みにより減額補正を行うものとなります。

続きまして、8ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、事務費等負担金28万7,000円の減額、保険料等負担金69万2,000円の減額につきましては、広域連合に納付すべき額の確定により、それぞれ調整を行うものとなっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の補足を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

黒ナンバー11番、介護保険特別会計補正予算書11ページをお開きください。

まず歳出から説明をいたしますが、財源となる歳入の調整額等も一部補足をいたしますので、歳入側の同様の説明は省略いたします。

11ページ、1款総務費、3項、1目介護認定審査会費、説明欄、南十勝介護認定審査会負担金58万4,000円の減額は、南十勝4町村で共同設置する審査会費用について、本年度の決算見込みにより減額するものです。

ページ中段、2款保険給付費、1項、1目介護サービス等諸費、説明欄、212万5,000円の増額は、説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービス等給付費では、特定施設入所者生活介護の利用者の増により、216万4,000円を追加するものです。

また、介護予防サービス等給付費は、福祉用具貸与、有料老人ホーム利用者の増などにより、85万5,000円を追加し、その下の施設介護サービス給付費は、老人保健施設等の利用見込みにより、89万4,000円を減額するものです。

この給付費に係る財源は、ページ中列、国庫支出金の合計額で43万円余り、道支出金で37万2,000円のほか、記載の通り、歳入側の財源調整を行っております。

次に、12ページ下段、3項、1目、説明欄、高額医療合算介護サービス等諸費は、介護保険サービスと医療保険自己負担額の合計が基準額を超えた場合の給付費となりますが、執行見込額により28万6,000円を減額しています。

次に、13ページ中段、4項、1目、説明欄、特定入所者介護サービス等諸費は、特別養護老人ホーム等の食費や居住費について、所得に応じた減免の認定により、限度額を超えた分を介護保険で補うものですが、制度改正の影響により313万6,000円ほどの減額となっております。

次に、14ページ下段、4款地域支援事業費、2項、1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、負担金補助及び交付金78万4,000円の増額は、要支援の方を対象とする訪問介護及び通所介護の利用が増加したことによるものです。

16ページ中段、4項、1目包括的支援・任意事業費67万7,000円の減額は、対面での研修会が開催されなかったことや、成年後見・法定後見の該当者がなかったことによるものです。

17ページ上段、5款基金積立金、1項、1目介護保険事業基金積立金、説明欄、積立金112万5,000円の増額は、歳出の予算の減額補正に伴い、会計全体の財源調整を行うものです。

次に、6ページの歳入までお戻りください。

ページ上段、1款介護保険料、1項、1目第1号被保険者介護保険料現年度分102万8,000円の減額は、介護保険被保険者の死亡転出等により、見込額を減額しています。

その下、2款国庫支出金以下、7ページの3款道支出金、8ページの4款支払基金交付金は、歳出側の介護給付費、地域支援事業費などをそれぞれの規定の負担割合に応じて、再調整を行い、今年度における見込額として、今回補正を行うものです。

7ページ上段、2項国庫補助金、3目保険者機能強化推進交付金21万3,000円、その下、4目介護保険保険者努力支援交付金31万1,000円の増額は、それぞれ交付決定によるものです。

次に、8ページをお開きください。

下段、6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正総額113万2,000円の減額は、説明欄、介護給付費繰入金現年度分16万3,000円の減額以下、目的別に一般会計からの繰入金を調整するほか、9ページ、説明欄上段、事務費繰入金77万3,000円の減額は、歳出側の1款総務費の減額補正により減額するものです。

その下、7款繰越金、1項、1目繰越金268万6,000円の追加は、昨年度の決算余剰金のうち、基金に充てた分を除き、財源調整として計上するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算について説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算について、補正予算書により説明を申し上げます。

黒ナンバー13番、簡易水道事業会計補正予算書1ページをお開き願います。

1ページから順次ご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出の補正、第3条は資本的収入及び支出の補正、第4条は企業債の補正、第5条は議会の議決を得なければ流用できない経費の補正を定めております。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

収益的収入及び支出の収入であります、1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益278万3,000円の減額及び2目営農用水収益87万9,000円の減額は、水道使用料及び営農用水使用料双方ともに使用水量の減によるものでございます。

次に、3目負担金353万7,000円の減額は、共同施設に係る更別側からの簡易水道負担金及び営農用水負担金の一部について、資本的収入へ予算の組み換えを行うものでございます。

次に、5目その他の営業収益52万7,000円の追加は、水道メーターの利用期間満了により、取り替えた水道メーターを鉄くずとして売り払ったものでございます。

次に、2項営業外収益、4目長期前受金戻入1,069万8,000円の減額は、法適用移行初年度に向け、委託業務により試算及び作成いたしました給水管等の固定資産台帳を確認し、評価額の数値を精査したものでございます。

4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出であります。1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、1 0 目原水及び浄水費 9 7 万 4, 0 0 0 円の減額は、濾過池清掃委託料の確定による減額が大部分を占めており、そのほか、旅費、手数料及び報酬等の確定による減額によるものでございます。

次に、1 4 目減価償却 2, 9 9 7 万円の減額は、先程説明申し上げましたが、法適用移行初年度に向け委託業務により、試算及び作成いたしました給水等の固定資産台帳を確認し、評価額の数値を精査したものでございます。

次に、2 項営業外費用、1 2 目消費税及び地方消費税 1 7 0 万円の追加は、当初予算額より消費税の納付が多く見込まれるものでございます。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。1 款簡易水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目簡易水道事業債 2 1 0 万円の減額は、委託料及び工事請負費が競争入札の執行により、契約額が確定したことにより、借入額が確定したものでございます。

次に、3 項負担金、2 目その他負担金 3 9 1 万 1, 0 0 0 円の追加は、収益的収入から予算の組み換えを行うものであります。南札内浄水場に非常用発電機を購入し、さらに設置し、災害時の対応に備えたものでございます。

その費用に対する更別村の負担額でございます。

6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。1 款簡易水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 1 目処理場建設改良費 9 5 万円の減額及び 1 2 目その他建設改良費 1 9 3 万 3, 0 0 0 円の減額は、委託料及び工事請負費において、競争入札の執行により確定したことによるものでございます。

続きまして、7ページから 1 1 ページまで給与費明細書、1 2 ページには補正予算キャッシュフロー計算書、1 3 ページ及び 1 4 ページには補正予算予定貸借対照表を掲載していると同時に、1 5 ページから 1 9 ページまで、先程説明を申し上げました補正予算に係る明細を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で、簡易水道会計の補正説明を終わります。

次に、公共下水道事業会計の補正予算について、補正説明を申し上げます。

公共下水道会計の補正予算書の準備をお願いいたします。

1 ページをお開きいただきまして、1 ページから順次ご覧いただきたいと思います。

まず、第 1 条は総則、第 2 条につきましては収益的収入及び支出の補正、第 3 条につきましては資本的収入及び支出の補正、第 4 条につきましては企業債の補正、第 5 条につきましては議会の議決を得なければ流用できない経費の補正、第 6 条には繰越額を定めております。

また、3 ページ上段、第 6 条の繰越額につきましては、昨年 7 月に競争入札を実施し、7 月末に工事請負契約の締結について可決を賜りました浄化センターにおける水処理コントロールセンタ外更新工事及びその監理業務委託について、昨今の世界情勢を受けて、資材不足の影響により、年度内の工事完成が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

4ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

収益的収入及び支出の収入であります、1 款公共下水道事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料 1 7 3 万 8, 0 0 0 円の減額は、使用水量の減によるものであります。

次に、2 項営業外収益、2 目他会計負担金 9 5 万 5, 0 0 0 円の減額は、一般会計からの基準内繰入金が減額になったものであります。

次に、3 目補助金 2, 7 0 0 万円の減額は、一般会計からの基準外繰入金であります、資本的収入へ予算の組み換えを行うものでございます。

次に、4 目長期前受金戻入 8 6 2 万 2, 0 0 0 円の追加は、法適用移行初年度に向け、委託業務により試算及び作成した排水管等の固定資産台帳を確認し、評価額の数値を精査したものでございます。

次に、5 款還付消費税及び地方消費税 6 4 3 万 8, 0 0 0 円の追加は、消費税の還付がされたものでございます。

5 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出でございますが、1 款公共下水道事業費用、1 項営業費用、1 0 目処理場 1 9 1 万 1, 0 0 0 円の追加は、浄化センターへの流入の BOD 値について、少しずつ水質改善をしてきているため、見込んでいた汚泥搬出量を上回って活性汚泥を多く引き抜いて、微生物量をバランス調整を行うことに對し追加するとともに、浄化センターにおける電気料の追加を行うものでございます。

次に、1 3 目減価償却 1 0 3 万 6, 0 0 0 円の追加は、先程説明を申し上げましたが、法適用移行初年度に向け、委託業務により試算及び作成した排水管等の固定資産台帳を確認し、評価額の数値を精査したものでございます。

6 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります、1 款公共下水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目公共下水道事業債 8 1 0 万円の減額及び 2 項国庫補助金、1 目交付金 8 2 6 万 4, 0 0 0 円の減額は、委託料及び工事請負費が競争入札の執行に伴い、契約額が確定したことにより、借入額、交付金が確定したものでございます。

次に、3 項出資金、一般会計出資金 6, 2 1 0 万 1, 0 0 0 円の追加は、下段の 4 項他会計負担金、1 目他会計負担金 1, 9 1 4 万 3, 0 0 0 円及び 3 目補助金 9 7 2 万 6, 0 0 0 円を減額したものと、収益収入の補助金から予算の組み換えを行うものでございます。

7 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款公共下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 0 目管渠建設改良費 3 1 0 万 1, 0 0 0 円の減額及び 1 1 目処理場建設改良費 1, 7 4 5 万円の減額は、公共枅設置申込みの減及び委託料、工事請負費について、競争入札の執行等により、契約額が確定したことによるものでございます。

続きまして、8 ページに給与費明細書、9 ページには補正予算キャッシュフロー計算書、1 0 ページ及び 1 1 ページには補正予算予定貸借対照表を掲載しているとともに、1 2 ページから 1 5 ページまで、先ほど申し上げました補正予算に係る内訳書を掲載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で、公共下水道事業会計の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 8 号から議案第 1 3 号、これら 6 件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番大和田議員。

○4 番（大和田彰子君） それでは質問させていただきます。

黒ナンバー 9 番の 14 ページ、説明にはなかったのですが、その森林環境譲与税のことについてお聞きいたします。

それでは、当初予算が 285 万 6,000 円でした。

それが補正されまして 82 万 8,000 円に減額されたということがわかったのですが、先日の新聞記事で私もここはどうなのかということで、今回質問いたしますが、新聞記事によりますと、森林環境譲与税は、十勝管内に交付されておりますが、そのうち使われていない自治体が約 44% あり、全く使われずに基金に積立をしているということで、そして、中札内村も 100% 使われていないという実態が書かれておりました。

森林環境譲与税について調べますと、これの目的ですが、気象変動対策として 2019 年度に始まっておりました。

森林整備や保全のために、国が地方自治体に配っているものです。

交付額は人口や森林面積、林業就業者数などから算出されると書いておりました。

そこで質問なのですが、当初予算 285 万 6,000 円、これが使われていなかった理由は何なのか。

減額されたということなのですが、使っていなかったために減額されたのかをお聞きしたいと思います。

それと、次の質問です。

ふるさと納税の経費についてお聞きします。

これは黒ナンバー 9 の 41 ページ、経費についてですが、ここにも数値が出ていますけれども、順調に伸びてきたふるさと納税ですが、これも新聞記事ばかりで申しわけないのですが、新聞記事を読みますと、ふるさと納税の返礼品を含む経費は、国基準では寄附額の 5 割以下というルールがあります。

昨年度の調査によると、136 市町村が 5 割の基準を超えていることがわかり、その中でも 3 年連続で経費が 5 割を超えた自治体の中に中札内村が 4 位、全国の中で。

4 位と公表されたのはとても驚きでした。

それで質問なのですが、私もこういう基準があることは知らなかったのですが、村はわかっていましたでしょうか。

わかっているのだしたら、3 年連続超えた理由は何なのか。

また、努力はされたのかを、5 割以下に抑える努力はされたのかもお聞きいたします。

最後の質問なのですが、黒ナンバー 9 の 70 ページの一番下の商工業プロモーション推進事業補助金、これも減額されております。

それで、令和 4 年の 6 月の定例会の一般質問で、脱プラスチック対策として道の駅や飲食店で使用するテイクアウト用のプラ容器をエコ容器に変えてはどうかという質問をいたしました。

その答弁内容としては、商工業プロモーション推進事業といった補助制度を活用し、村内事業者を支援していくという前向きな答弁をいただきました。

それで、マイナスという、317 万 8,000 円って出たのでここで質問なのですが、実際にそのエコ容器を飲食店で積極的に使われていたのかという、どのぐらいの普及率だったのか。

私も実際に道の駅の飲食店に聞いたりしていましたけれども、最終の決算時期にならないとわからないのですが、役場の方からは声掛けはありましたというのは聞いており

ます。

それで今の実際の普及率ですか、それを聞きたいと思います。

その3問を教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から1点目の森林環境譲与税の関係と、3点目のプロモーション事業の関係の2点についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の森林環境譲与税の関係ですけれども、新聞報道で中札内村、基金積立が100というふうになっているのですけれども、あの報道自体がちょっと説明不足な点がございまして、実際は基金積立金と、もう一つ相對してやっぱり基金繰入金というのも数字的に出してこないと、実際は、うちの場合は基金を積み立てて、当然それを取り崩してくるということになりますので、その分の説明がちょっと新聞の報道では不足になっているのかなというふうには感じています。

今回、大和田議員から質問がありましたけれども、予算書14ページ、当初、森林環境譲与税につきましては、285万6,000円を見込んでおりました。

ただ、実際の譲与税で入ってくる割合は、例えば、森林の従事者数ですとか、そういった割合に応じて、国の方から最終的に譲与税の額が決定し、今年度の譲与税額が202万8,000円ということに確定したということで、82万8,000円を減額するということになります。

ただ、一方で、予算書でいけば28ページを見ていただければという、補正予算書の28ページ、一番下の下段ですか。

そこに森林環境整備基金繰入金というのがございます。

こちらの方は、森林環境譲与税を積み立てて、そしてそこから下ろしている、いわゆる繰り入れているという部分でございます。

当初、291万円を繰り入れる予定でしたけれども、最終的には今年度交付される分も含めて421万4,000円を繰り入れていると。

そして、これを財源にして、私有林管理費に出てきます造林推進事業、実際は歳出予算の68ページのこちらの方に、造林推進事業補助金というふうな補助金があつて、私有林の整備に対して補助金を出しているのですが、本村においては、森林環境譲与税を用いて、補助率の嵩上げを行っておりまして、この財源に環境譲与税を使っているという形になります。

したがいまして、新聞報道であつたとおり、100%積立して、実は使っていないよというわけではなくて、きちっと積み立てた分を、今度取り崩して使っているという状況でございます。

3点目のプロモーション事業の関係です。

6月議会の際に、各店舗の方で今後も含めて廃プラ・脱プラということもあつて、エコ容器の使用を促していくということで、それぞれのテナントさんには、村の方からも協力をお願いしたところです。

ただ、現在、執行にあたつて、ではどのぐらいの店舗でエコ容器が導入されているかという実態を村の方では把握しているという、今状況ではないのですが、今回のプロモーション事業の減額の大きな要因は、当初、各店舗でセルフレジの導入を見込み、当初予算を計上したところなのですけれども、現実的には、実績ベースでセルフレジの導入事業者が、今回0件だったということがあつて、ちょっと減額幅が大きいということになっておりま

す。

通常のプロモーション、例えば、容器を買ったりですとか、あるいは、広告宣伝費もこの事業の対象になりますので、こういったところについては、今年度につきましては、9事業者がこの補助金を活用していますけども、その中で、ちょっと申し訳ございませんが、今、エコ容器を、ではどのぐらいの事業者が使っているかというところまでは、現段階ではちょっと把握していないという状況です。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方から、ふるさと納税の経費率についてお答えいたします。

まず、新聞報道でなされた返礼品の経費率の報道ですけれども、こちらについてご覧になったということだと思われます。

こちらの50%については、当然私たちの方で、4月から3月にかかった募集に要した経費というものを国に報告、総務省に報告しておりますので、その数値が3年連続で50%を超えていたという報道があったところでございます。

こちらについては、当然把握しております。

また、経費率が高かった理由ですけれども、やはりこれまでも何度か説明させていただいたとおり、関東ですとか関西圏などの都市圏からの寄附がどうしても多いもので、また、返礼品のうちに冷凍品の占める割合というのが高いというところがありまして、クール便等で送る必要がありまして、送料の負担がどうしても高くなるというところでもございました。

こちらについて、経費を下げる取組みとしましては、配送業者を変更したりですとか、または、経費率の絡みでいうと、原材料価格の高騰もありまして、寄附単価の引き上げも行ったところでございます。

こちらにつきましては、10事業者38品につきまして、今年度、寄附単価の引き上げを行っております。

また、今後は、改善の取組みとしまして、比較的送料安く済む、常温で送ることができる品ですとか、または体験型の返礼品、こういったものの充実を図って、経費の抑制を図っていきたいということを考えております。

また、これは令和5年度予算に提案させていただきますけれども、大手のポータルサイトから今受けているということが多いものですから、こちらについては、どうしてもサイト使用料、委託料、いろいろ手数料かかってきます。

そういったところを少しでも下げられるようにということで、独自のサイト、これも構築して、少しでも経費を下げる取組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 森林環境譲与税のこと、大体理解できました。

それは新聞報道というのは、そういうふうに書かれていましたけれども、実態はそれを積み立てて、他の補助事業と一緒に合わせて、翌年度に取り崩して使っていこうという、そういう考えでよろしいのでしょうか。

かなって思って、それを財源にして、いろんなそういう森林の事業に使われていくって最初からそういうふうにして。

別に100%使われていないということが言われていましたけども、それが故意的ではないって、計画的だったというふうに判断してよろしいのかなと思っていますが。

その森林ですけども、森林は先程言ったように、気象変動対策ということで、今こういう税金なんですけど、森林は二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に大きな役割も果たしております。

また、2024年度からは、森林環境税として、原則一人当たり年間1,000円負担するということも出ておりますよね。

それで、本村にも多くの森林があります。

今後そういった環境保護や地域活性化のためにも有効利用、活用していただくようお願いしたいと思います。

脱プラスチック、プロモーション事業ということで、テナントには協力してもらっていると。

でもエコ容器の実態はわからないということでした。

それで、村長の村政執行報告の中でも述べられておりますように、全村一体によるごみ減量対策と資源リサイクルを推進して、環境に優しいまちづくりを努めていっていただきたいと思っております。

引き続き、エコ容器の実態については、飲食店などの声掛けなどを引き続き行っていたきたいと思っております。

ふるさと納税のことですが、わかっていたというか、3年連続で経費超えていたということがわかっていたということで、このポータルサイトが高いとか、冷凍品で都市圏に送る送料が高いとか、それは中札内村だけの問題ではなくて、どこの地域も同じだと思うのですよね。ポータルサイト、限られたサイトは。

中札内の冷凍物が多いとか、冷凍で運んでいるところもたくさんあると思いますので、それでもルールを守って苦勞してやっているのが実態だと思いますので、経費の抑制図りたいって独自のサイト、少しでも経費下げたいというので期待したいところですが、やはりルールは守っていただきたいと思っております。

なんかその超過が守られなければ、その制度から除外するという可能性があるとも聞いておりますので、適正な運用が図られるようお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず1点目の森林環境譲与税の関係ですけども、村の場合は、基本的に現年度に入ってきたやつを一度基金に積み立て、そして当該年度すぐ基金から、貯金からおろして財源充当するというやり方を行っています。

基本は先程説明しました造林推進事業、こちらの財源にしか村の方は充てておりません。

というのも、森林環境譲与税の場合、やっぱり使いみちの使途が、例えば、私有林の整備に充てるものですか、あるいは木育ですか、そういったものに使うということで、譲与税の財源とした事業の使途というのを限られておりますので、村としてはあくまでも私有林の維持管理に使うということで、その事業に対して財源充当を行っているということです。

それと、エコ容器の関係ですけども、現状、実態の方は把握しておりませんが、この後、来週、新年度予算の提案をさせていただきますが、そちらの方でも新たにプロモーション事業をつくり、その中でもやはり環境対策としてエコ容器に対する補助事業を盛り込んでおりますので、そういった説明ですとか、この後、今の使用状況も踏まえて、実態のヒアリングもこの後きちっと行っていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ふるさと納税の経費の関係です。

大和田議員おっしゃられるように、当然そのことが総務省からお叱りを受けるようなことがあれば、当然停止ということもなり得るわけですから、そうならないよう、今も随時取組んでいますけれども、経費率を抑え込む手法をいろいろ模索しながら取組んでいます。

ただ、一つだけ、どこの町村も全て同じであるかのようなご質問ちょっとされましたけれども、結果的には、冷凍物だとかそういったものの寄附に対する返礼品の要望が多かったケースは当然、その経費率は高く出てしまう。

例えば、これが商品券だとかそういった類のものであれば、送り賃自体は郵送料で済んでしまう。

それとは全然違うということなのです。

ですから、どの程度その分母である寄附金が伸びるか。

その割合がどの程度になるか。

言ってみれば、それをあまり見込みを立ててしまうと、結果的に寄附金額を必要以上に上げなければならない。

かかる返礼品の金額よりも寄附金額を高く見積もってしまわなければならないということがありますから、村としてもかなりぎりぎりまで中身精査しながらやったのですが、その伸びの割合がある程度やっぱり冷凍品に偏ってしまうということもありましたから、冷蔵品も含めてですね。

そういったことから、どうしても経費を上回ってしまうと。

ただ、そればかり言っても、結果的に経費率の話は変わらなくなってしまうから、今、担当の方からの説明がありましたとおり、ふるさと納税のサイトの手数料だとか、そういったところの見直しだとか、あとは寄附金額の変更。

こういったものは当然のように随時やっていこうというふうに思っていますので、守れるよう努力したいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

1 番木村議員。

○1 番（木村優子君） 一般会計補正予算書の70ページ、まちなかキッチンスタジオの委託料についてお伺いいたします。

先日、まちづくりトークで概算事業費と財源についてご説明を受けまして、その中の示された金額と、こちらに上がっております金額がちょっと差がありますので、そのことについてちょっとお伺いしたいのですけれども、まず、まちなかキッチンスタジオの工事請負費3億2,799万8,000円と、整備費用として、まちづくりトークの中では、建設費、工事と備品購入費を合わせて3億400万円の経費で考えていて、そのうち交付金でその半分の1億5,200万円、残りの半分を起債ということで財源を考えているというご説明でした。

まずこの財源として、地方創生拠点整備タイプの1億4,397万4,000円、あと、まちなかキッチンスタジオ整備事業債1億4,390万円、こちらの説明欄上がっているのですけれども、これは採択を受けられるということが確定したということでこの金額が上がっているのかという確認と、あとは整備の建設工事費と備品購入費を合わせますと、3億3,000万円ちょっとになるのですけれども、こちらは最初に申し上げました3億400万円とのかかなり差があるなと思ひまして、そちらの差額が、例えば、工事費、人件費、資材が上がった高騰分なのか、そのあたりの確認をまずさせてください。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まちなかキッチンスタジオの関係です。

まず1点目の財源の関係ですが、財源につきましては、今回、地方創生拠点タイプということで1億4,397万4,000円ほどを予算計上させていただいております。

まちなかトークといいますか、住民説明でも、基本的に建設費の2分の1相当が、2分の1が国庫補助ですということで説明をしてきました。

今こちらの方に計上している金額につきましては、建設費本体に係る部分の2分の1相当ということで1億4,397万4,000円ほどを予算計上しているところです。

実際、国庫申請につきましては、1億5,000万円ほど申請はしているのですが、先ほどお話をしたとおり、実際まだ正式な採択の文書が国の方からは来てはいません。

ただ、1月中旬に国の方、内閣府には補助金の申請を出しています。

その前の事前審査の段階では、内閣府の方から確認がありましたけれども、交付申請を1月に出した以降については、内閣府の方からは、特段大きな連絡等が入っていませんので、基本的には申請額で補助金の方は入るのではないかなというふうには思っておりますが、一応国の方からは、3月上旬に内示を示すという情報を得ています。

ただ、今日現在、国の方の内示まだ来てはいませんが、一応、財源は見込めるということで、今回、補正予算で、まず1億4,397万4,000円の国庫補助金の財源を見込んだところでございます。

2点目の工事費の関係です。

住民説明会のときには、工事、備品購入費合わせて3億400万円ほどということで住民説明の方もさせていただきました。

基本的には、この金額をベースに国庫補助金についても国の方に申請をしているという状況ですが、実際、補正予算で組む際に、事業の執行が令和5年度になると。

今年度、予算を繰り越す形になりますので、当然、令和5年度の労務単価のアップ分は見込まざるを得ないかなということで、今回、事業費に示されている労務単価のアップ分8%程度を上乗せした形で、最終的には事業費については3億2,799万8,000円ということで、備品と合わせますと3億3,009万7,000円ということで、最終的にお示しした、1月の段階でお話していた金額より2,600万円ほど増えている形にはなるのですが、そちらの方の増につきましては、先ほど説明したとおり労務単価アップ分を見越しているということでございます。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

労務単価分をアップしているということでした。

住民の方が知りたいと思うのは、では実際村がどれだけ負担額になるのかということで、パブリックコメントなどでもご回答あったように、大体8,000万円ぐらいで村の負担で建築を考えているということなのですが、そのあたりの額が、そしたらどれぐらい増えるのかというところが気になる場所なのですが、その金額をどの程度見込んでいるのかということと、あと、その上にありますまちなかキッチンスタジオ外構整備設計委託について伺いたいのですが、こちらもパブリックコメント、もしくはまちづくりトークでは、外構の設計に関してはいろんなご意見、例えば、車や利用者の導線とか、緑地帯をどういうふうに配置するかなどのご意見たくさん出ておまして、住民の方のご意見を伺いながら、設計、今後行っていくというような回答だったと思うのですが、設計に出すにあたり、今後どのようにして住民の方のご意見を聴取していくのか。

そのあたりのスケジューリング、予定ですね、をお伺いしたいのと、あと、建物建って、そこを管理運営していくのは指定管理者ということでご予約されていると思うのですが、そちらの募集、公募になるのか、ちょっと私もわからないのですが、その辺の進め方どのようにお考えなのかというところについて確認をしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、建設に係る一般財源といいますか、村持ち出し分をどのぐらい、最終的に見込んでいるのかというところの1点目の質問ですけども、先ほど説明しましたとおり、基本的に国庫補助の申請の段階では3億円をベースにして国庫補助を見込んでいると。

実際は、予算計上にあたっては、労務単価の8%分を上乗せして2,600万円ほど上乗せした形で最終的な予算額が、今3億2,700万円を提案させていただいているということになりますので、住民説明会で概ね8,000万円程度の一般財源といいますか、持ち出しプラス今回の2,000万円ほどは一般財源の持ち出しという形になるかなというふうに思っております。

したがって、最終的に、今、予算では1億円程度のまず一般財源の持ち出しということになっているという状況でございます。

2点目の外構の部分ですけども、住民説明会のときに外構の部分について、村から基本的なコンセプトといいますか、考え方を説明させていただいて、その際、はじめて図面といいますか、配置図もこんな感じでどうでしょうかというものを提案させていただいた段階で、パブリックコメントも含めて様々なご意見をいただき、パブリックコメントの回答でも、今後検討していくというふうに回答させていただいているかと思います。

今回の予算は、基本設計、実施設計合わせて、両設計を1年間かけてやるというような予算にしておりますので、キッチンスタジオと同じように、やはり住民座談会といいますか、そういったものを開催しながら、いろいろな人の意見を聞きつつ、一方で、今回お示しましたけども、やはり村としての基本的なコンセプトというのやはり示していきたいというふうには思っておりますので、そういったところで、導線の問題、駐車場の問題様々ありますけども、まずは今年、パブリックキッチンをつくった際に、座談会を重ねて積み上げていったように、ある程度は入札が決まった後にはなるかと思いますが、そういった入札が終わって業者が決まった後になるかとは思いますが、そういった座談会を開催しながら、外構については検討していきたいというふうに思っております。

併せて、指定管理者、最終的にこの施設の運営については、まだ令和6年度、さらに1年後ということになりますので、令和5年度中に指定管理の方法も含めて、体制も含めて検討していきたいというふうには思っておりますので、ちょっと現段階では具体的なところはまだお示しできない段階ですけども、その部分については、令和5年度中にきちっと指定管理のあり方、どうやって運営していくかも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

指定管理は5年度中に計画を立てながら、6年度の執行に向けて進めていってくださることと、あと、外構に関しても、住民参加の座談会の中で意見聴取をしっかりと進めていくということでしたので、そのとおりに行っていればと思います。

今の段階での村の手出しといいますか、費用としては1億円を想定しての、今回、予算計上ということなのですけども、やはり住民の方から聞かれるのは、昨今の物価高とか

経済状況の変化で、本当にこの施設、今建てなければいけないのかというようなご質問を受けることも結構あります。

ちょっと村長にお伺いしたいなと思うのですけれども、この施設を建てるにあたっては、平成27年のまちづくりにぎわいづくりの提言から始まって、庁舎移転であつたりとか、あとは道の駅の中の観光協会の移転で、加工調理場がなくなったりということですか、あとはさつき荘が取り壊されて、福祉の場としての交流の場というのがなくなったりとか、いろんな経緯があつて、先ほど尾野課長からもありましたように、この施設、建てるにあたっては住民の方のご意見もいろいろ聞きながら、積み上げながら進めてきた事業だということで、そのあたり、議会の方では理解はしているのですけれども、なかなか住民の方が、なぜ今なのだというふうにおっしゃるということは、なかなかその施設の意義といえますか、目的が伝わっていない部分があるのかなと思います。

村長におかれましては、この施設を、今建設するにあたって、村の今後のまちづくりにおいてはどのような位置付けの施設となつて、これができることで村民にどのようなメリットがあるのか。

広報誌やまちづくりトーク、もしくはパブリックコメントの中でもあったと思うのですけれども、今一度、村長の方からお考え、ご説明いただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） まちなかキッチンスタジオを中心とする中札内村中心街の活性化策ということでの村長の考え、改めて示してほしいというようなご質問いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、物価高騰等の今現状で、今建てる必要があるのかということについて、まずお答えさせていただきたいと思います。

これについては、恐らくそう考えられるのも致し方ないかなというふうに思っておりまして、ただ一方で、今のこの物価高騰がいつかは、では下がってくるのかと。

もともとロシアのウクライナ侵攻前までの日本のデフレの状態まで落ちていくのかという想定で多分お話されている方いらっしゃるのではないかと思いますのですけれども、私の考え方としては、本当にいろいろと情報収集して勉強してまいりましたけれども、この物価高のトレンドがいつかは頭打ちにはなると思います。

どこかのタイミングでは。

これは様々な経済の専門家やなにか、研究者の方々もそのような味方をされておりますけれども、物価が下がるというトレンドに移るとするのは、ほとんどの方がそこまで言及されていません。

なので、大切なことですので話させてください。

すごく大切なことなので。

いつかこの物価が落ちていくということであれば、今建てる必要はないというふうに思うのですけれども、私の考えとしては、恐らくどこかのタイミングで高いレベルで、今よりもさらに高いレベルで物価等というのは落ち着くことになるのだろうというふうには考えております。

なので、ある自治体では、この状況なので大きな事業をちょっと見送つてという自治体もあるのですけれども、私の考えとしては、できるだけ早くやった方が、恐らく投入するコストとしては下がっていく。

というのは、もともとロシアのウクライナ侵攻前から消費者物価指数は上がっていて、実はそれは世界的に人口がどんどん、2060年ぐらいに向かって100億人に向かって

世界的には人口が増えていく。

そして、村政執行方針の中でも申し上げさせていただきましたとおり、世界的には、今、新興国の経済もどんどん発展していく、豊かになっていくということになると、様々な面で物価、エネルギー、様々なものがこれから高くなっていく。

特に日本のようにほとんどのものを輸入に頼っている国というのは非常に難しい状況になっていくというふうに考えておまして、まず、物価高騰についてはこれから下がるというトレンドにはならないということがまず前提に、私としてはそういうふうな見方をしております。

あと、まちなかキッチンスタジオの意義については、もともと平成27年に住民の様々な分野の方から集まっていたらご提案いただきました。

ただ、それができるというふうに判断したのは中札内村が食を中心としたまちづくりというのが一つ、すごく盛り上がってきて、それが一つのまちづくりの柱になっているからです。

木村議員はご存知かと思いますが、中札内村農協青年部が食育の関係で実は農業青年大会で全国最優秀をとった。

あとはもう本当にご案内のとおり、中札内村村内、キッチンカーや何かもたくさん登場して、こんな小さな4,000人に満たない自治体なのに、キッチンカーが何台も出て非常に活力あふれる営業をされている。

それとプラス、中札内村については、そういった七色献立プロジェクトであったり、農協青年部との連携であり、食をすごく盛り上げているというプラス、健康づくりの一貫として歩く村民がたくさん増えているということで、要するにまちなかに来ていただける住民の育成というのも、健康づくりを通してできている。

ということと、やはり中札内村民がここが自分たちの場所だというところが、あまり中札内村なかったのですけれども、そこに、あそこ食を中心として、さらに改善センターをうまく融合して使う中で、あそこを村民全体の、常に村民が来てにぎわっているということではなくて、あの場所が、僕らは子どものときから中心であったあの辺りの場所が中札内の本当に自分たちの場所なのだ、中札内の中心市街地なのだ、活性化する場所なのだという環境がいろいろなことで整ってきたということがあります。

それはいろんな取組みが今結実してきているということなのです。

食のことにせよ、健康づくりのことにせよ。

なので、これは本当に動き出してみないとわからないという言い方は僕しませんけれども、動き出す以上は、これが村民の多くの方に、全員には難しいかもしれませんが、一人でも多くの方に、あそこの旧役場庁舎跡地が私たちの場所なのだ。

村民の誇りの場所なのだというふうに思っていたらのような取組みは、徹底的に広報から事業活動から、そういったものを取り進めていきたいというふうに考えております。

これは本当に、やる以上は投資するだけのリターンを何としても取るつもりでこれはやっていきたいというふうに考えております。

そうしなければやる意味がないというふうに思っていますので、その辺りの知恵、様々な人脈、そういったものも使い切って、あの場所を盛り上げていきたいなというふうに思っております。

もう一つだけ、長くなって恐縮ですが、公共施設については、全ての村民がそこが必要だと思っていたらのような場所にするというのは、これはなかなか難しい面はあると思います。

これは保健センターにせよ、文化創造センターにせよ、あまり足運んでいないという方が多分いらっしゃると思いますが、ただ、そうはいってもやはりそこを中心、中札内のあの中心街のシンボルの場所にすると考えている以上は、それに向けた努力は全力を尽くして取組んでまいりたい。

そして、5年後、もしくは10年後、やっぱりあそこにつくって良かったねと思っていただけのような施設にするような施策を徹底的に、全力を尽くして展開してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） それでは休憩をしたいと思います。

4時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時07分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 私の認識が間違っていればお許しをいただきたいと思います、資料9の中の税収の関係であります。

中札内に民間事業者による温浴施設が昨年開業いたしました。

そして、村もクラウドファンディングによりまして支援をしたり、様々な形で応援をしてきている経過がございます。

ただ、税収の中で、入湯税ということで関して物を言いますと、なぜ今回、入湯税についての言及がなされていないのか。

その点について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 新しく入湯税の方で、今まで中札内村で設定がなかったので、先の議会では条例の方を改正して、入湯税の項目つくらせていただきました。

条例をつくった際には、いただくことで一応想定してつくったものでありますけれども、その後、村の方で、村民の方にできるだけ利用していただく、福祉の観点からも、今までは更別しかなかったのも、更別の温泉に行かれる際には割引券、福祉課の方で、格安で入っていただくという取組みをしてまいりましたけれども、そういった実態もありましたので、村の方にできたということもありまして、先ほどと重複しますが、村民の福祉の観点で、一応減免という取扱いさせていただくことにしましたので、税の方では予算、特に予算額としては設けておりません。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 十勝管内、そして道外のお客さまもかなり見えているというふうに伺っておりますし、他町村の関係者の方も入浴施設を見学をかねて入浴されている実態があるというふうにお見受けいたしました。

ただ、基本的に入湯税に関して、ある程度、時期が経ってからというような考え方もできるのかなと思いますけれども、ただ、やっぱり発足当時からそれなりに事業者とのやり取りもあったのでしょけれども、村民に対しては、やはり入湯税がなぜ発生しないのか。

なぜ課税されないのかという部分については、多少なりとも疑問の余地が残る部分がございます。

しかし、その事業者の方々も、村の観光含めていろんな意味で入浴をされているというような部分で、皆さま理解をされているのかなと思いますが、はたして今の現状のままで本当にいいのでしょうか。

もう少し議論の余地があっても然るべきではないのかなという私の考えでありますけれども、その点について村長いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の方からちょっとお答えさせていただきます。

申しわけありません。

入湯税なのですが、基本的に税条例改正させていただいて、税金を納めてもらうことができるようにしました。

ただ、今回、入湯税というのが基本的には温泉施設を運営するのに、周りの環境等をきちんと整備しなければならない、例えば、下水道につなぐとか、周りの環境を悪化させないようにするとか。

だけど現実的には、あそこの入浴施設についてはすべて運び湯と。

ボーリングをしてお湯を吹き出させているわけでもない。

下水道の処理自体も浄化槽処理がされていて、自賄いでやられていると。

そういった面では、村民の利用、担当の高島課長の方からもありましたとおり、村民の利用も、利用ができる温泉施設が村内にもできたという点もありますから、特に入湯税を減免することで、今のところは、未来永劫という言い方は当然できないですけど、今の段階ではそこまでの入湯税を取るには至らないのではないかという村の判断でございます。

それよりも、村の観光振興とかそういった部分に大きな影響を、良い影響を与えてくれているという認識で、今回、減免措置をして、入湯税の歳入の部分については、特に補正で追加補正等はしていないということでございます。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 実は私もうちょっと先のことを考えていて、お話を差し上げたいと思います。

警察関係者から、あそこの道路、それから、村道、温浴施設に至っての関係でありますけれども、非常に交通事故等が多いということであります。

本来ですと、本日でなくて、後段の中で絡めてお話しすれば良かったのでしょうかども、今ご質問させていただくことになりましたので、併せてお話をしたいと思いますが、あそこに村道、私有地、道路がありますね。

冬場においても除雪体制もなかなかできていない。

村内からのお客さまもかなりいる。

村外からもいる。

道路事情が非常に悪い。

それから、雪解けの季節になって、あそこの道路がぐちゃぐちゃになります。

そういったことにおいて、入湯税があっても、例えば道路整備、交通環境に対する整備等を含めて両輪でやっていくというのが村の行政だと思うのですね。

そういった観点からすると、私はやはり村民に対して、理解が得られるような、やはりそういう目的を持った予算措置等を含めておやりになっていただきたいと思いますけれども、そ

の点についてはいかがですか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、交通事故の話はされましたから、財源的には、その入湯税を使用するというよりかは、村税として受けたお金、また、国から交付された交付税なりで道路の整備や何かに、交通安全についても、交通安全対策特別交付金もありますけど、そういった類のものを財源充てて、交通事故のないようにするというのが当たり前のことというふうに思っていますので、そういうご意見、船田議員からということではなく、警察関係者からも、一停の取扱いだとかそういったことも十分話し合いをしておりますので、できるだけ、その事故がないようにするのは当たり前だというふうに思っていますので、村としてできる限りの措置を取りたいというふうに思っています。

それは入湯税があるなしかわらずという意味でございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘雄君） それでは何点かお聞きをいたします。

まず13ページの一番上になります。

個人村民税の2,500万円の追加の関係です。

補正前の額から比べると約1割増えているものですから、何のために増額となったのかなというふうに考えていましたら、総務課長の方の説明として、新型コロナの減を当初から見ていたよと。

農産については、当初予定していたよりも増えたよと、こんなことで説明がありまして、総論としてわかったのですが、では、2,500万円ということでもかなり多いわけですから、この新型コロナの分で、当初平常時よりもどれぐらい減を見ていたのか。

あるいはまた、農産の関係についても、結果として平年作というのかな、平年作という、執行状況の報告がありますけども、これらについても、当初から見て何千万円ぐらいの増となったのか。

その辺、ちょっと細かくなりますけども、わかれば教えていただきたいなということでもあります。

それから、16ページの一番下の方になりますけども、使用料の関係、農林使用料、1節の牧場使用料1,686万1,000円ということで、かなりの額の減額になったと。

ここで一般的にわかるのは、入る頭数について減になったのかなというこんなことなのですが、説明としても頭数の件によりということについては非常にわかりやすい言葉なのですが、何によって当初計画よりもこの1,600万円の頭数の減になったのかというその原因の理由をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

今言われるように、牛の生産調整、需給の減による調整によって、やっぱり牧場に預けるものは預けないで、淘汰したとか、そんな影響が多々あるかというふうに思いますけども、主な要因については何なのかなと。

その辺をお伺いをしたいというふうに思います。

それと35ページの財産管理費の説明欄の一番下の方です。

調査設計委託ということで405万9,000円の増ということです。

これについては、ときわ野の分譲地調査設計用地確定委託というそのことなのですが、その中身についての概要をちょっと教えてほしいというふうに思うのですが、基線道路縁に空き地ありますよね。

あそこで何戸分を予定しておられるのか。

あるいは、概算として1戸当たりの面積はどの程度の区画を考えているのかということと、併せて、水道下水道やなんかの整備も入ってくるというふうに思うのですが、工事期間についてはどの程度見ておられるのか。

それと、あそこすぐ基線道路が走っているのですが、そこら辺の整備についてはどのように考えられておられるのか。

あるいはまた、基線の東側ですね、養鶏場があるのですが、その臭みについて、あまり苦情としては聞かれないのですが、ちょっと気になるものですから、それらの臭いについての関係はどういうふうに理解されているのか。

そこら辺について、概略教えてほしいなというふうに思います。

それと、46ページの社会福祉費の関係です。

説明欄の一番上段のポロシリ福祉会運営助成補助、当初2,300万円ほど組んでいるのですが、3月補正ということで53万円ほど、また追加ということですね。

併せて、恵津美ハイツの改修事業補助、当初40万円かな、のところで48万7,000円の、3月でまた追加と。

追加追加ということで、ポロシリ福祉会の方から出てくるものですから、特に3月補正で追加になった理由等について教えてほしいなと。

とりあえずその点、お願いをいたします。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） まず1点目の個人村民税の、今回1割程度の増額にしたということでご質問いただきました。

大枠は総務課長説明あったとおり、コロナによる影響額がどの程度あるのかわからなかったというのが実際の話であります。

ただ、予算をつくる段階にあっては、まだ確定申告の時期でもありましたし、明らかな数字自体が出ていない段階でしたので、予算編成するにあたって、令和3年度の年度途中でしたけども、調停額の95%程度見込んで予算を、令和4年度の当初予算編成に充てております。

実際のところ、それが減少するのか増加するのかというのは、本当確定するまでわからない状態でしたので、年度末になって増額の補正予算を今回2,500万円という形でさせていただきます。

あと、それに付随しまして農産の部分で、平年からどれぐらい増加したのかということでありましたけども、ちょっと個別に、農業やられている方々を抜粋して比較したもの、資料として今も持っていませんし、ちょっと戻ってもありませんので、そちらの方のお答えはちょっと省略させていただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から2点目の牧場使用料の減額の関係です。

黒田議員がおっしゃったとおり、基本的には預け入れ頭数の減ということが利用料の減額に原因なのですが、その要因としましては、黒田議員がお話していたとおり、一番大きな原因は、生産調整によって、特に大きな規模の農場の牛については、経産牛も含め飼養頭数を減らして、最終的には牛乳を調整しているという状況がございますので、当然、経産牛が減ってくるということは、その育成牛も減ってくるという形になりますので、現状、生産調整に伴って育成牛が減っているというのが令和4年度の大きな要因となっております。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君）　ときわ野の新たな分譲地のご質問にお答えしたいと思います。
具体的な区画数については、現段階では決めているものではございません。

分譲を今考えているのが、今現行の東側にある空き地の西側に当たりますけども、あそここの道路沿いを、分譲を今考えておりますので、養鶏場の方のカラムツありますので、それがもし風で倒れたりとかっていう場合も想定しまして、保安距離をある程度保つという意味合いもありますので、あの道路沿いのところに分譲を考えたいと考えております。

区画の面積につきましても、今なかなか住宅も価格が高騰しておりますので、できるだけ若い方にも取得しやすいような形で分譲できないかなということで、あまり大きい区画ではなく分譲を考えていきたいと考えております。

先ほど、工事期間ですけども、大体10月、11月ぐらい終わることを目途に、今いろいろ手続き進めているところです。

具体的な、あと、歩道をつけるだとか、下水道、水道の関係、その辺は具体的に今後調査設計の中で、村の考え方なども示しながらやっていきたいというふうに考えております。

基線の整備についても、ちょっと今の段階では、道路沿いのところの敷地ということなので、あそこまた畑への出入口ということもございますので、今のところはちょっと考えておりませんけども、今後ちょっと分譲の仕方によって協議で決めていきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君）　高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君）　私の方から、まず1点目、ポロシリ福祉会への運営助成の関係についてお答えをしたいと思います。

これはデイサービス事業とホームヘルプ事業の運営助成の方になりますけれども、今回補正になった理由として主な要因は、デイサービスの利用者の介護報酬の減収ということに、主な理由はそのことになっております。

当初、予算内で間に合うかなというふうに思っておりましたけれども、この2月、3月、3名の方が利用しなくなったということで、その理由としましては、入院ですとか施設への住み替えということになりますけれども、かなり介護度が高い方がそのようだったので、利用の回数も週2回から週4回ということで、かなり介護報酬の大きな減額となったということが大きな理由となっています。

ポロシリ福祉会のデイサービスの利用につきましては、今年度当初から、デイサービスのことをご存知ない方もいらっしゃるのではないかとということで、福祉課とポロシリ福祉協議会、デイサービスの職員といろいろ協議をしまして、いろんな団体にデイサービスの利用の方法ですとか、パンフレットをつくって周知とかしてきておりますので、今後もそういう理解活動は続けていきたいなというふうに思っています。

3月補正になった追加になりましたのは、この2月、3月の減収が大きな影響があったかなというところになります。

2点目の恵津美ハイツ改修事業補助金につきましては、当初予算の40万円につきましては、特養のしらかば等教室の床改修ということですが、追加になった部分につきましては、事業名としましては、介護ロボット導入及びICT通信環境の整備事業ということで、道の施設環境整備補助金の対象事業になりました。

当初、秋口に内示がありましたけれども、交付決定の方が少し遅れていまして、結果的には3月の補正での計上というふうになっております。

介護ロボットといいますと、ちょっとどんなものかというふうに思われるかもしれないのですが、内容としましては、見守り機器になります。

センサーマットが付いたものによって感知されるバイタルサイン、心拍ですとか呼吸ですとか睡眠の状態ですとか、動いたり離床したりというようなことを、そのマットで感知をして、24時間モニターができるというものになります。

その利用にあたっては、見守り機器の導入に伴う施設内の通信環境ということで、Wi-Fi設置の工事もこの事業費に含まれております。

これら10セット導入を予定していますけれども、かなりこれを導入することで、利用者の方の安全安心ももちろんですけれども、介護職員の負担の軽減にもなるというふうに思っております。

事業費の総額としましては459万8,000円余りですが、道の補助が4分の3というふうになっております。

なので、残りの146万3,000円のうち、村の補助としましては3分の1ということになりますので、この金額を3月に補正をさせていただきました。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘雄君） 最後に、ポロシリ福祉会の説明がありました。

一つ目がデイサービスの関係で、3月減収になったので追加をしなければならない。

あるいはまた、恵津美ハイツの分については、補助決定があったので追加をすると、こんなことの説明がありましたので、一応わかりました。

4問ほど質問したのですが、総務課長のときわ野の分譲地の関係、知りたいのは、基線道路用地ありますよね。のところに、あそこ2列ぐらい分譲地建つ幅があるのかな。

目算ですけどね。

だとすれば、恐らく2列ぐらいの分譲地をつくるのだらうなというそういう感覚で物言っているのですけども、併せて、基線道路に続くことになりますよね。

2列になると。

そうすると、基線道路の整備がどうなのかということと、併せて、基線道路の東側については養鶏場があると。

そんな関係もあって、臭い対策というのかな、臭いの関係はどうかと。

こんなことを聞きましたので、そこら辺についてお答えをいただきたいなというふうに思います。

それとあと、61ページの資源ごみの処理委託ということで52万円ほど追加になっているのですが、これ、通常資源ごみ出される量は決まっているというふうに思うのですけども、当初から予算組んでいると思うのですけども、3月で52万円組んでいるということは、特段何か追加する要因があったのかなと、こんなことで、内容についてはどうということなのかなということをお聞きをしたいというふうに思います。

それと、75ページの土木費の除雪対策費、補正額が4,141万6,000円というこんなことで大きく補正をしているわけなのですけども、とりあえず執行状況の中では、それぞれ雪が10回程度と言ったかな、そんなことで降ったので、その除排雪分に不足を生じた分と、恐らく、合わせて、今後降るであろう雪の想定と合わせて、排雪の分も見て、総額としてこの4,000万円補正をしたというふうに思うのですけども、聞きたいのは、ここでどれぐらいの雪の降った分で、大体1回分なのか、2回か3回見ているよとか、その辺の目安について、村道のこれから除排雪の分について、どの程度見ているのかなということ、とりあえずお聞きをしたいなというふうに思います。

とりあえず、その2、3点をお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） すいません。

先ほど、ときわ野の分譲地の関係、説明が足りず申しわけございません。

基本的には、現在ある舗装の道路沿いに分譲するのみで、基線側はカラマツが倒れた場合の保安距離を確保したいということがございますので、そちら2列ではやらず、舗装道路側の1列だけ、今分譲を考えております。

区画数も、先ほど、設計業者との打ち合わせで区画数考えておりますので、おおよそ、少なければ6区画、7区画になりますし、少しコンパクトなサイズでしたら9区画、10区画ぐらいが想定されるのかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 61ページの資源ごみ処理委託、52万円増加の要因ということであります。

この処理委託に関しましては、中札内のリサイクルセンターに集まった資源ごみ、これを西帯広のリサイクルプラザに搬送するという委託であります。

確定した要因としてはちょっと押さえておりませんけれども、ただ、家庭内でコロナの影響によって、飲食等をする方が増えて、空き缶ですとかペットボトル、その他リサイクルできる用品が増えたことで、村の引き受ける量としては増えたのかなというふうに考えているところであります。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

今後の除雪なのですが、3月、数年前には本当に3回ぐらいですか、50センチメートルというような雪もございました。

今回、施設課の方である程度試算したのは、3月に2回ないし3回程度というようなことを想定して、今回、4,000万円の補正をしているわけなのですが、3月の雪はどうしても重いということで、除雪に対して、軽い雪であればすんなりいくところを、重たい雪なので、それなりに時間を要すると。

そういうことも考慮した上の予算計上とさせていただきました。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘雄君） 分譲地の関係、おおよそわかりました。

新しい分譲、新団地の造成については、多くの人が期待をしているわけなのですが、なかなか団地的に見つからないせいもあるのかな。

そんなことで、今の現在のある空き地についての応急処置で、分譲地をやっ払いこうと。

これについては、とりあえず大変良いことだなというふうに思いますので、ぜひ来年度完成に向けてやってほしいのと、併せて、基本的に言っている、もう少しみんなが購入できるような新団地の、なかなか難しい面もありますけれども、克服をする中で、新団地を決めて、令和6年度以降に早急に分譲宅地が、新団地が造成できるようなことでの目安を立てて頑張っていただきたいのと、このように思います。

あと、今後の除排雪、3月、2、3回見た予算が4,000万円程度補正見たと、こういうことです。

言いたいことは、村道の市街地の除排雪については、皆さんが思っているとおり、かなり完全に排雪もしていただいて、非常にみんな喜んでいることなのです。

それで言いたいことは、併せて、市街地の国道沿いの排雪の関係ですね。

前から私も何人かから聞いておりまして、これいつ市街地の国道沿いの排雪やってくれるのだろうか。

言ってみれば、昔は下の方からきれいに、年に1回なのか2回なのかやっていましたよね。

開発の予算の関係もあるということで、その後は、最近は中段排雪というのかな、下から取らないで上の方を切断して排雪していたと。

こんな状況が続いたのだけど、今年になって1回もやってくれないと。

こういう苦情も結構聞きました。

現状としては、かなり暖かくなってきて、排雪も落ち着いた状態になっているのですが、今なおかなり高くはなっているところについてはなっていますよね。

ちょっと話を詰めると、2日間ぐらいといったかな、交差点付近をちょっと開発も来る中で排雪をしていたというふうに聞いてはいるのですが、今なお根本的な今の市街地の国道沿いの排雪についてはなっていないと。

よって、軽自動車だとか普通自動車については、たちが低いものですから、国道沿い良く見えないと。

どうしても頭を出しながら、みんな恐る恐る国道に出ているのが実態だと。

こういうことなので、ぜひ、担当課長の方としては、道路事務所の方に要請はしているのかな、しているけどもなかなかちがが明かないというこんな状況も若干聞いておりますので、ひとつ開発に対する要請事項というのかな、年に1回か2回あるというふうに思うのですが、その機会を捉えて、村長を筆頭に、こういう住民として住みやすい中札内をつくってほしいということの要望が多々多いと。

しかも、美しい村ということで、非常にみんな頑張っているところなのですが、実際に見ると非常に見苦しいですね。

併せて、帯広大正と比べて、帯広大正やっていないから中札内もという意見も聞くのですが、やはり中札内にとしてみると、向こうの倍ぐらい雪降って、道路脇も非常に高くなっているわけですね。

そんなことを考え、一方では、道道の関係については、上札内辺り聞くと、もうすでに下の方から全部排雪されているというのですね、上札内ね。

だとすれば、それぞれ機関については違うのですが、村もかなりの予算を付けてやっていると。

道の方も道道についてはきちっとやっていると。

併せて、国道については全然やっていないと、住民の苦情も多いのでということで、村あげて、この辺やっぱ1回言わないと、このまま1年過ぐすと、去年もやっていないですから今年もやれませんかというような、そんな役所の1足す1は2という方式で、段々やってくれない状態が続きますので、その辺を重く受け止めて、ぜひ、今後、市街地の国道沿いの市街地かな、最低でも1、2回については、切断切りの排雪をやってくれと。

この辺の基本的な考えを持つ中で、開発ときっちり要請する中で、今後実現していただきたいなというふうに、最後の質問になりますけれども、お願いをいたしたいというふうに思います。

その辺についての見解を求めたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

これまでも開発、国の方に国道の除排雪について要望を行ってきております。

黒田議員言われるように、高い雪があるわけなのですが、この部分に関しては、しっかりと所管課といたしまして、今の現状を写真に納めております。

それをもって、5月、さらには、しかるべき時期に、そういった開発からの事業の説明会等がございますので、その中でしっかりと要望を伝えて、できるような形で詰めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 時間も来ましたので、端的にお願いしたいと思いますが、キッチンスタジオについて、当初予算1億7,000万円から始まりまして、いろいろあって、物価上昇につきて言いながら、1億7,000万円が3億円を越したと。

このときもいろんな住民の反対はあったのですが、一応議会が通ったのですから、これはしっかりやってもらわなければいけないという部分ありましたけども、過去のこの庁舎も含めて、当初の予算より倍になるのですよね。

今いろいろと木村議員の質問も聞いていますと、村民には村は7,000万円ぐらいの手出しですよという説明をしているはずなのですよ。

なぜこういうふうに値上げをしていくのか。

例えば、最初1億7,000万円的时候には、約100坪だったのですよ。

それが20坪増えてきて金も増してくるという、前にも言ったのだと思うのですが、やはりこの時期に少し経済をして、切り詰めて、最小限にしてこのぐらいの立派なものできましたよというものをつくっていただくのが本来であって、これ、見切り発車みたいなものですね。

補助金も幾らつくかわからない。

どのぐらいの建物になるかわからない。

これをもう一度村民に審議する必要があると思うのですが。

ここまで来てやる必要あるかといったらなと思うのです。

ただ、やっぱり村として最大限の効率を持つような、村民が多く利用していただいて、ここまで縮小してもやれましたよというふうなことならいいけども、議会の説明会、村民の説明会、今回もまた値上がり。

これはどういうことなのですかね。

村でいつも何か持ってくるときは値上がりなのですよ。

その辺もう少し、村長も今言ったように、村民が使ってくれる、これつきいいものというものは十分望みますし、当然その通りだと思うのですよ。

ただ、値段的にこういうものを毎回値上げしていく。

その中には、村民に説明していないこともたくさんあると。

こういう状況の中で、いかがなものでしょうかね。

○議長（中井康雄君） 少々お待ちください。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 北嶋議員の、今回建設費が住民に説明しているよりも上がっているのではないかというお話だったのですが、まず1回、この構想が始まった段階で、議会議員さんも含めて、全員協議会の中で建設費を話をさせていただいたときには、確かに村の方も新築で建てた場合は1億7,000万円程度ですということで説明をさせていただきました。

この段階のときの試算というのは、結果的にはある程度の、当時としてはまず令和2年度の建設単価、当時、役場庁舎ですとか、あるいは消防で改築したというのがございましたので、結果的にはその単価を用いて、ある程度面積をベースにして積算せざるを得ない

と。

それで大体1億7,000万円という数字ではじき出してきています。

最終的に実施設計、今回、令和4年度に基本設計、実施設計をする中で、ある程度、設備、設備も基本的には村としては、住民意見も踏まえながら、それでも住民の方からはまだ使いたい、もう少しという部分もあったとは思いますが、ある程度やはり使用頻度が高いというところをベースにしながら、設備についても、設備面積についても、ある程度は抑え込みながら、その中で住民と協議しながら、最終的な施設の規模というのを決めてきたつもりです。

そうした段階で、最終的な予算が3億700万円と。

最終的に今予算の段階でさらに2,000万円アップしているという話にもなりましたが、やはり、今すぐ着工するわけではなくて、最終的には令和5年度事業で、その後執行していくとなりますと、村としましては当然労務単価アップの分も見込んだ上で予算計上していかなければならないと。

そういったところもありますので、ちょっと長い説明にはなってしまいましたけども、ある程度この間も事業を精査しながら、それぞれ最低限度の予算は見越しつつ、過度になんでもかんでもアップしているわけではなく、その辺はきちっと精査をしながら予算の方の計上はさせていただいているというところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 仕方がないなですよ。

この状況だから金上がって仕方がないな。

そうではないと思うのですよ、これ。

補助金も全部決まって、額も決まって、それからこういうことをやるべきでないのかい。村っていうのはそんな見込み発射できるところなのですか。

確かに値上げはわかります。

けども、その後にまた値上げするのですよ、村のやっていることが。

前にも言ったのですよ。

やることは一生懸命やってほしいけども、最小限に縮めまして、縮小してでもこれだけになりましたという言葉はどこにあるのですか。

100坪が120坪になって、値段も倍になってきているのですよ、今。

そういうことを言いたいので。

自分としては今これをどうのこうのということにならないけども、我々もやっぱり村民に説明しなくてはいけないところあるわけですよ。

お前、この間と言ったところ違うじゃないかっていう話になるのだよ、これ。

やっぱりもうちょっとしっかりした計画の中でやってほしいのと、やっぱり村民に、一部で聞く意見もあるかもしれないけども、村長がいつも言う100%ってあり得ないです。

その通りですよ。

だけど、30を優先するか70を優先するかということになったときにどうするのかということも、やっぱり考えていってもらわないといけないのですよ。

長々言うつもりないですけども、とにかく、良いものをつくってもらうためには一生懸命やってほしいのですよ。

けども、またこれを次に値上げだ云々でなくて、この次に出てくる言葉は、頑張っここまで下げましたよというぐらいの気持ちでやってほしいのですよ。

村民もいろいろ違うではないかっていう話も結構出ています。

村もそういうことでは、値上げして当たり前、値上げして当たり前でなくて、そういう努力をしていただきたい。

それから器具も、中にあるのは本別でいったら、とりあえず不足でしたものか知らないけど、必要なものだけ買って、これから必要なものはまた買いますよという形で増やしてきたというのです。

最初から使わないもの、使うのではないかって見込みでやることでなくて、中の器具もそういうふうにながら、しっかり研究しながら、この次にも補正の中で出てくるという、どうしても必要ならね。

一人二人が必要だということも聞き受けるわけですよ。

ところが、一人二人が反対だって聞いてくれないのですよ。

そんなことでいろいろ言いましたけども、きちんとした計画の中で、村民にしっかり説明出て、納得できるような行政のことからの執行していただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見でよろしいですか。

答弁いいですか。

それでは、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第9条第2項の規定を適用し、午後5時以降も延長したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は、午後5時以降も延長することに決定いたしました。

それではほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 3点ほどお伺いいたします。

なるべく端的にお伺いいたします。

67ページの畜産振興のところで、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金ということで、3,000万円ほど出ているのですが、先ほど説明の中で、消化液の散布をするためのローリー2台の交付金だという説明がございました。

それはわかるのですが、多分これ、大きな酪農法人のところで、バイオガスプラントを導入するにあたって、この消化液の散布のローリーが必要になってくると思うのですが、通常、農業関係の補助金といいますと、大体は村を經由して、農協とかに入ってくるのですが、今回、このバイオガスプラント、ある程度もう決まっているようなお話も聞いているのですが、なぜこれについては村を經由して補助金が通っていないのか。

これ、ちょっとわからないのですが、通常、農水省の関係の補助金ですと、村の方、經由していくのかもしれませんが、バイオガスプラントについては、環境省の方の管轄なのかどうかわかりませんが、そんな関係で、今回は村を經由しなかったのか。

その辺ちょっとわかりましたら理由を説明していただきたいと思います。

それと2点目が、74ページの土木管理費の委託費のところで、公園管理委託費が三角の168万8,000円ということで出ております。

多分、当初、これ公園管理委託費660万円ぐらいの当初予算だったと思うのですけれ

ども、今回、170万円近く余るといいでしょうか、三角になっているのですけども、この要因がどういうことだったのか。

かなり削減努力をされての170万円ぐらいの三角なのか。

その辺ちょっと要因をお聞きしたいと思います。

あともう1点は、先ほどから出ておりますキッチンスタジオについてですけれども、これについて、我々が以前聞いていた建築費の3億400万円ぐらいですか。

この価格が出たのが、令和4年の9月の時点での算定というような概算数字だということが、前の資料には載っているのですけれども、それからわずか半年ぐらい、この間の住民トークの中でも、大体この3億400万円が出てきて、それからわずかの間に2,000万円ぐらいアップと、労務単価の上昇を見込んでということなのですから、約1億円ぐらいが一般財源と。

多分、これに最初の実施設計費も入るので1億2,000万円ぐらいにはなるのかなと思うのですけれども、言いたいのは、今後、外構の設計分で1,280万円ぐらい見ていますよね。

これ、まちづくりトークやらパブリックコメントあたりでも、やっぱり結構、この外構に関しては、そんなに緑の緑地帯を増やさないで、駐車場として広めに取っておいた方がいいのではないかという意見も結構あったと思うのですよ。

この1,280万円の設計代がどういった設計をつくってもらおうと思っただけの金額かわかりませんが、多分、あの緑地帯が多い感じでの設計委託なのかなというふうに思うのですけども、やっぱりちょっとこれ金額的にもかかりますので、確か設計費込みで8,500万円ぐらいの外構、金額、当初見ていたと思うのですけれども、やはりこの外構工事については少し、かなり絞って、もう少しコンパクトなものにしていきたいというふうに思うのですけれども。

多分、最初からこの緑地帯を多い設計でいくと、このぐらいの金額になってしまうのかもしれませんけれども、最初からもう少しコンパクトな緑地帯、なるべく駐車場を多く取るような感じの設計委託ということで進めることはできないのかどうか。

その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えいたします。

公園管理費委託の168万2,000円の減額ということでございます。

こちらの部分につきましては、昨年の天候も影響している部分でありますけれども、この公園委託の草刈り、さらには維持管理につきましては、社協の方に委託しております。

その中で、雨天とかそういう天候の中でできなかった部分、これは毎年精算して行っているところでございますけれども、今、社協の状況が、作業員が段々少なくなっているという状況もあって、当初予定していた草刈りが、雨天も含めて、全部できなかったというようなところがあります。

そういった中で、草刈りの一部対応がちょっと遅延になって、できなかった部分もあったということで、最終的な精算を行った結果、168万2,000円の減ということになったものでございます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から1番目の関係の、まず、みどり食料システム戦略緊急対策交付金の関係ですけれども、今回、村の予算で見ているものにつきましては、議員がおっしゃるとおり、散布車、バイオガス発電、バイオガスプラントから発生する

消化液を畑に散布するための散布車2台分というのを予算要求して予算計上しているという状況でございます。

なお、本体、当然、村内の当然1法人につきましては、今回併せてバイオガスプラントの建設も着手するという事で、もうすでに動いております。

ただ、こちらの補助金につきましては、直接補助という形で、直接事業実施主体が国あるいは道、道経由ですけども、道経由で国に申請していくという形になるので、村の会計は通らないで、直接申請書は法人の方から道、道から国というふうに流れていくというような制度になっています。

農水の事業も基本的には市町村通る補助もありますし、例えば、畜産クラスター事業の機械整備事業のように、直接事業者と、例えば、基金管理団体が補助金を交付するということもございますので、一概にすべての事業が市町村会計を通るかというところではないんですけども、今回の場合、機械のいわゆる車両導入事業については市町村会計を通るんですけども、設備本体については、あくまでも事業者直接補助という形になっております。

あと、3点目の外構工事の関係ですけども、住民説明会の際には、外構工事の方、案としては示させていただきましたが、当然、パブリックコメントにも書かせていただいていますし、先ほど木村議員の答弁でもさせていただきましたが、現段階では、まだ具体的な、例えば、導線をどうするのですとか、緑の緑地帯をどうするのですとか、そういったところがすべて決まっているわけではありません。

この実施設計についても、あくまでもこれからそういった中身については検討していくと。

外構どうするかというのはこれから検討していくということになりますので、当然、実施設計費についても、ある程度、例えば、敷地の面積ですとかそういったところから概ねの設計調査を、何ポイントでしますとか、事業説明会を何回しますですとか、そういったところをベースにしながら設計というのを見ていますので、現段階で、例えば、緑地帯をどうするのですとか、駐車場をどうするといったところまでは決めていませんので、その部分については、先ほど木村議員にも答弁させていただいたとおり、この後やはり住民の意見ですとか座談会等を開催しながら、その中で、緑地帯と駐車場の兼ね合いですとか、そういったところをどうしていくかというのを、またきちっと住民と議論していきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 公園管理費ですけども、わかりました。

以前、私、民間委託の運動公園あたりですか、それとこちらの公園管理と合わすとかかなり以前より上がっているということで文句も言ったことあるので、なにか削減努力をされたのかなというふうに思っていたのですけれども、天候の関係でできなかった部分があるということで理解をいたしました。

あと、バイオガスプラントの方も大体は理解したのですけれども、なんとか、かなり前からバイオガスプラントの導入に向けては動いていたと思うのですけれども、決定になったということで良かったなというふうに思います。

良かったと思うのですけれども、その半面、今度、堆肥化センターの原料供給がどうなるのかなという、その辺ちょっと心配するところでもありますけれども、何とかその辺もうまくクリアしていけるように努力をしていただきたいというふうに思います。

あと、キッチンスタジオですけども、このキッチンスタジオの外構ですけども、当初の進めとしては、駐車場のところをイベントスペースとして考えていたと思うのですよね。

それがどこの段階からかはちょっと忘れましたが、緑のスペースに変わってきた構想が出てきたのですけれども、やっぱりあそこ改善センター等もございますし、本当にダブって使用するような場合というのはかなりの車止まるようなことがありますし、その辺も考えながら、また、住民の皆さん方のご意見も聞きながら、外構にはもう少し協議が必要かなと思いますし、あまりちょっと外構に大きな金額を掛けるのはどうなのかなというふうに思いますので、その辺また検討しながら進めていっていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 答弁はいいですか。

それではご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） それでは、1点お聞きしたいと思いますけれども、朝方の執行状況報告の中でありました生ごみ処理施設建設工事、3月24日が完成ということで進めているということですが、それと、処理施設に納まる器具等も2月下旬に完成しているということですが、これのしっかりした完成度、そしてこの施設ができて、今使っている現施設との移行、すぐに切り替えられるのかどうか。

完成状況と、そのごみ処理の問題ですので、すぐに旧施設が閉鎖したらすぐにその新施設で稼働ができるのか。

その引き継ぎ等々がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 執行状況、執行方針の中でそれぞれ述べさせていただいておりますけれども、建物の完成自体が3月の24日までの工期で進めております。

別なところで、その中に入る処理装置というのをつくってございまして、それを丸ごと搬入するわけにはいかないので、多分バラバラな状態で持ってきてこちらで組み立て、据え付けを行うという形になろうかと思います。

今のところ、3月中に搬入されるという話までは聞いておりますので、その後、据え付け終わって試験運転。

それを3月中にはやり終えるところまでは持っていきたいなと思っています。

現施設、おかげさまで令和4年度あまり故障がなかったものですから、まだ実際のところ動いております。

新施設については、いきなり100%入れるのではなくて、少ないところから徐々に移行していく形を想定しております。

古い施設についても、一度止めてしまうと再稼働ってなかなか難しいのかなと思いますので、令和5年度中はそのまま、何かあったときは対応できるように、壊さず置いておくかなという考え方はしています。

ちょっとこれはまだ委託先との協議、そこまでさせてもらっていませんのであれですが、安定した形になって100%新しい装置に入れるという方法に変えたい。

なので、4月いきなり新施設で全面稼働という形にはならないかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 状況が段々見えてきました。

午前中の状況報告だけではなかなか、どういう形で移行していくのかまで見えていませんでしたし、毎日の生ごみ処理の件ですので、今申されましたように、3月いっぱい建物完成し、そしてそれに機材というかごみ処理機を納めて、それから始動が始まる。

それまでは現施設での処理を続けていき、4月以降、それがうまくいったら引き継いでいく。

そして、今お話したように、旧施設も一応はそのまま残しておいて、現施設との並行というか、何かあったときの対処場としてそれを残しておくという、そういう押さえでよろしいですか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 装置自体が受注生産だというちょっと心配な面もございまして、既製品を持ってきて据え付けるのだったらすぐ稼働できるかなというふうに思っておりますけれども、鉄工所の方で手づくりで始めている装置なものですから、当面、半年程度は本当安定するまで様子見ていかなければならないかなって自分の中では思っております。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 今、旧施設と新施設での処理施設方法が全然違うパターンで新しいところはやられるように、前の説明で受けていたのですけれども、そういう形で、新しい処理施設でのそういう職員の配置や何か、現のままでスムーズに行くのかどうか。

そこのところ1点聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 現行の装置とやり方自体は何ら変わるものではありません。

ただ、新しいということで、投入する際にリフターみたいな形で上から、生ごみを上へ持って行って、上から投入するというのが自動でできるとか、いろんな効率面で人の手を煩わせないタイプになっているかと思えます。

そこに常時人が配置するところまでは想定していないので、現時点でも、古い機械でありますけれども、そこに人が付いてそれを見守っているという形でやっておりますので、そこら辺は今と同様の形になろうかなと思っています。

先の説明で申し上げましたけれども、堆肥化する装置ではございませんので、中から処理が終わったものを搬出するという工程が、今度は逆になりますので、そういった面でもポロシリ福祉会、委託そのまま想定しておりますけれども、そちらの労力としてもやや減少するのかなという考えでおります。

先ほど、半年ぐらいかけてという、ちょっとおかしい説明しましたけれども、できあがって、心配なので古い装置は置いておく。

完成次第新しい方に移していくという方法、考え方は思っておりますので、平行してというのは数日程度ということで押さえていただきたいなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） それでは、質疑終わらせていただいてよろしいですね。

以上で質疑を終わります。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、令和4年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。
議案第 9 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 9 号、令和 4 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 10 号、令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 11 号、令和 4 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 12 号、令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 13 号、令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日 8 日と 9 日の 2 日間、議事日程の都合により休会とし、10 日午前 10 時から本会議を再開したいと思います

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日 8 日と 9 日の 2 日間は休会し、10 日午前 10 時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5 時 20 分